

国外からの納付手段についての考察

—現行納付手段の活用と新たな納付手段の検討—

二 宮 誠

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

ICT（情報通信技術）の進歩はデジタル経済を発展させ、経済活動のグローバル化の進展など、経済活動に大きな変化をもたらしている。フリーランス、シェアリングエコノミー、ギグエコノミーなど人の働き方も変化し、Fintech 事業者による新たな決済サービスの登場は、国際送金に要する時間や費用など利用者のニーズに合うサービスの選択を可能としている。

我が国においても、EC 市場規模は増加を続け、労働者人口の流出入も増加しており、今後の国際課税に関する議論の進展によっては、国外居住者でありながら我が国への申告義務が生じる者の増加は想像に難くない。

我が国の納税制度は納付手段の多様化が図られており、国外からの納付手段として、納税者本人が国外金融機関を通じて納税専用口座に直接送金する「国外納付」が導入されたが、新たな国外納付の手段として銀行以外で為替取引が可能な「資金移動業」の活用も期待できるほか、「デジタル通貨」は国外からの納付手段に適している可能性がある。

本稿においては、我が国の納付手段に関する法令等を整理し、具体的な納付手続を理解したうえで、諸外国の納付手段を参考に国外納税者及び国税組織の双方にとって有用な国外からの納付手段について検討する。

2 研究の概要

（1）国庫収納手続の概要

国の行政活動の基礎となる租税や行政手数料などの国の収入は国庫に収納されるが、その取扱基準及び細部手続は法令により統一的な処理を行うこととしている。

イ 国税収納金整理資金

国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払いに係る

事務処理の合理化を目的に設置された特別な資金である。

(イ) 資金法規制定の経緯

資金法の制定以前は、国税等は歳入として受入れ、還付金等は歳出として支払われていたが、財政会計制度の諸制約による還付金の支払処理遅延に対処するため、国税収納金整理資金が設置された。

(ロ) 資金法規の性質

国税収納金整理資金は特別な資金であり、一般的な歳入金と区分して管理されるが、歳入歳出に準ずるものとされている。ただし、資金法規には国外又は外貨による収納手続に関する規定は設けられておらず、納付に用いられる金銭の範囲を本邦通貨に限定している。

ロ 国庫制度

財政活動により、国が所有する多様な財産を保管・運用する管理体を「国庫」と呼び、国庫に属する現金を「国庫金」と称している。「国庫制度」とは、国庫金の出納や経理の仕組みを指す国の財務の一制度である。

(イ) 国庫金の経理

「資金計理」と「国庫計理」の 2 つが同時並行的に行われ、かつ各官庁が行う経理と照合されることで、国の会計の厳格性と財政運営の円滑性が確保され、統一的かつ効率的運用を図ることが可能となってい

(ロ) 国庫金の出納機関

出納機関は日本銀行のほか各省各庁に所属する出納官吏等があたり、日本銀行は国庫金の出納事務に関する原則的かつ統括的取扱機関と位置付けられている。

(ハ) 政府預金

政府預金は日本銀行本店のみに設置され、「当座預金」、「別口預金」、「指定預金」、「小額紙幣引換準備預金」の 4 種類があり、現金による受払いは当座預金勘定に計上される。

ハ 日本銀行の役割

日本銀行が受け入れた国庫金は日本銀行に対する国の預金とされ、国庫金の効率的ないし統一的運用を図るとともに、あらゆる種類の国庫金を日本銀行本店に集中させて計理事務を行わせている。

(イ) 組織

日本銀行は、国内に本店のほか 32 か所の支店と 14 か所の事務所が設置され、7 か所の海外駐在員事務所が設置されている。

(ロ) 代理店制度

日本銀行は、全国各地にある民間金融機関と代理店契約を締結し、金融機関の特定の店舗が国庫金の出納事務を行っている。

二 収納手続

国税の収納手続の執行は、徴収と収納の二つの行為に区分して組織的に運営することとしている。

(イ) 実施機関

徴収及び収納を司る収入機関は、事務を総括管理する管理機関と実施機関に大別され、実施機関には徴収行為権限を有する徴収機関と、実際に領収する機関である収納機関がある。

(ロ) 国税等の徴収

歳入を徴収しようとするときは、調査決定を行い、徴収簿を作成するとともに納税の告知を行うが、申告納税方式の国税は、申告書の提出があった時に調査決定が行われ、納税の告知は不要とされている。

(ハ) 国税等の収納

納税者は収納機関において現金に納付書等を添えて支払い、収納機関は領収証書を納税者に渡すとともに、領収済通知書を国税収納命令官に送付し、領収控を日本銀行取りまとめ店に送付する。

(チ) 納付書等

納付書及び納税告知書には、領収済通知書、領収控及び領収証書の3枚複写となっており、納付書には納税者自身で氏名などの納付情報を記載する必要がある。

ホ 小括

政府預金への資金受入は、日本銀行の決済システムを通じて各金融機関の日銀当預から政府預金への資金振替によって行われ、納税情報は日本銀行から国税庁にデータとして送信されることから、納付手段は納税者が収納機関において本邦通貨での資金払込みと納税情報の伝達を可能とする方法でなければならない。

(2) 納付手段の概要

国税の納付手段は、納税者が収納機関に税額相当の現金と納付情報を引渡す方法であり、納税者の利便性と市場決済の動向を踏まえ、適時、新たな手段を導入し納付手段の多様化を図っている。

イ 代用納付

支払が確実で取立てが容易な預金口座振替小切手や郵便普通為替証書等で納付することも認められているが、ペーパーレス化が進められた結果、使用実態と法令等に乖離が生じている。

ロ 電子納付

インターネットを通じてパソコン等で納税手続を電子的に行う方法であり、MPN 運営機構が提供する「Pay-easy」サービスを利用して預貯金から国庫金への振替手続が行われる。「インターネットバンキング等納付手続」と「ダイレクト納付手続」があるが、金融機関が提供するサービスによってそれぞれに課題がある。

ハ 口座振替納付制度

利用可能税目は申告所得税及と個人事業者の消費税に限られ、国が事務手数料を負担する。納税者が依頼書を提出することで、預貯金から国税収納金への振替が自動的に行われる。国税庁と金融機関の間でデータ処理は進んでいるが、システム未対応の金融機関等への事務処理などの個別対応は残っている。

ニ 納付受託者に対する納付

(イ) コンビニ納付制度

コンビニエンスストアの店舗窓口において、現金通貨に納付書を添えて納付委託する方法であり、国が手数料を負担する。納付税額が 30 万円以下の者に限られ、バーコード付納付書を使用しなければならないほか、キャッシュレス納付利用割合を引き下げる要因もある。

(d) クレジットカード納付制度

インターネット上でクレジットカードの支払機能を利用して、納付受託者に国税の立替払いを委託する方法であり、納税者は納付税額に応じた手数料を負担する。納税者が納付受託者の運営する外部サイトにアクセスして、納付受託者が委託者に代わって立替払いする方法で行われる。利用可能額は 1,000 万円未満、かつクレジットカードの決済可能額以下であり、利用可能額には決済手数料が含まれる。納付手段としての利用割合は低調であり、手数料の納税者負担が利用割合低調の要因と推察される。

(e) スマホアプリ納付制度

インターネット上のスマートフォンアプリの支払機能を利用して、納付受託者に電子マネーで国税の支払いを委託することにより国税を納付する方法であり、国が手数料を負担している。納税者が納付受託者の運営する外部サイトへアクセスして、決済アプリを選択し「納付」ボタンをタップすることで納付手続は完了する。利用可能額は 30 万円以下、かつ利用者が使用するアプリの決済可能額以下である。納付手段としての利用割合は低いが、次年度以降の利用割合の増加が見込まれる。

ホ その他の納付手段

税法では国外納税者のような収納機関を利用する方法が限られる者のための納付手段が定められている。

(f) 納税管理人制度

納税地での申告等手続できない者が、自身に代わって税務手続を処理させるために、納税者の選任により置かれる代理人制度である。た

だし、滞納が発生した際は、納税管理人に対しては督促等による国税債権の請求行為までしか行えない。

(d) 国外納付制度

銀行の国際送金を利用して納付する方法であり、送金に必要な費用はすべて納税者が負担する。納税者は国外納付専用窓口に電話連絡した後、居住国の金融機関を通じて送金手続を行い、送金したことを証する書類を担当職員に電子メールで送信しなければならず、納税者は不便な手続となっている。

へ 小括

納付手段とは、各種決済方法を利用して収納機関に資金と情報を引渡す方法であり、国外居住者でキャッシュレス納付が利用できない者は、納税管理人制度又は国外納付制度に頼ることになる。

(3) 諸外国における納付手段

イ 各国市場の決済動向

(i) アメリカ

クレジットカードやデビットカードによる支払いが一般的であり、近年はデジタルウォレットやモバイル決済のほか、個人間送金アプリの利用が拡大している。

(ii) カナダ

クレジットカードやデビットカードによる支払いが一般的であり、デジタルウォレットはスマートフォンで安全かつ非接触での支払いを行う方法として人気を集めている。

(iii) イギリス

最も利用されている決済方法はデビットカードであり、モバイルウォレットや非接触型カードを用いた非接触型決済も急速に普及している。

(iv) スウェーデン

クレジットカードとデビットカードおよびモバイル決済が一般的で

あるが、「Swish」、「Klarna」「iZettle」などの新たな支払手段が決済手段の利用割合に与える影響は大きい。

(b) シンガポール

クレジットカードが主要な決済手段として広く利用されているが、生体認証を用いた非接触型決済などのデジタルウォレットやモバイル決済の利用も拡大している。

(c) 韓国

政府によるカードの普及推進策が実施され、韓国のキャッシュレス決済比率は世界でも最も高い水準となっている。ここ数年はモバイル決済やバーコード・QR コード等を利用した非接触型決済へと移りつつある。

□ 諸外国の納付手段

(d) アメリカ

国外からの納付手段として国際銀行送金が利用できる。一般的な納付手段としては、電子納付、各種カード、送金サービス、小切手、現金通貨が利用できる。

(e) カナダ

国外からの納付手段として国際銀行送金が利用できる。一般的な納付手段としては、電子納付、各種カード、送金サービス、小切手、現金通貨が利用できる。

(f) イギリス

国外からの納付手段として国際銀行送金が利用できる。一般的な納付手段としては、電子納付、口座振込、各種カード、小切手、現金通貨が利用できる。

(g) スウェーデン

国外からの納付手段として国際銀行送金が利用できる。一般的な納付手段としては、電子納付、送金サービス、小切手、現金通貨が利用できる。

(イ) シンガポール

国外からの納付手段として国際銀行送金が利用できる。一般的な納付手段としては、電子納付、口座振込、口座振替、各種カード、送金サービス、現金通貨が利用できる。

(ウ) 韓国

国際銀行送金の利用案内はない。一般的な納付手段としては、電子納付、各種カード、小切手、現金通貨が利用できる。

ハ 小括

国外からの納付手段としてクレジットカードを推奨しているが、国際銀行送金での納付手段が整備され、送金サービスも納付手段に取り入れられている。

(4) 国外からの納付手段の検討

イ 現行の納付手段の活用

(ア) 電子納付、振替納税制度

納税者が国内銀行等に預貯金を有することを前提としているため、国外からの納付手段としての利用は出国者に限られる。

(イ) 納付受託者

クレジットカード納付は利用可能であるが、スマホアプリ納付は現状での活用は難しい。

(ハ) 国外納付制度

国外納税者の利便性向上に向けた手続の改善が必要である。

ロ 新たな納付手段の検討

(ア) 資金移動業

銀行の固有業務であった為替取引が資金移動業者に解禁され、送金上限額に応じて 3 つの類型が設けられている。我が国における送金サービスの認知度は低く一般的な送金手段とは言えないが、資金移動業者の活用には、「価値の安定性」と「収納機関へ払込」を考慮する必要がある。

(ロ) デジタル通貨

電子マネー、暗号資産、中央銀行デジタル通貨（CBDC）に分類され、電子マネーは納付手段として導入済みである。

暗号資産は、24 時間 365 日取引可能であり、他の法定通貨や暗号資産との交換も可能ではあるが、価値に安定性がない。我が国において暗号資産は投資対象としての認識が広まっており、利用者保護とイノベーションの促進のバランスの取れた環境整備が求められる。

CBDC は、流通形態でホールセール型と一般利用型（直接型と間接型）に分かれ、発行形態で口座型とトークン型に分けられる。我が国においても CBDC の導入に向け実証実験を開始したところではあるが、金融政策や民間銀行への影響、運用コストの負担、ネットワーク障害が発生した場合の代替決済手段の確保など、解決しなければならない制度設計及び技術的課題がある。

ハ 小括

国外からの納付手段として、積極的にクレジットカード納付に誘導するべきである。新たな納付手段として、資金移動業者の送金サービスは認知度が低く効果的とは言い難く、暗号資産や CBDC は、国際協力のもと規制や環境整備が必要な状況にあり、現時点では納付手段として利用することは難しい。

3 結論

利用件数から見ても、直ちに新たな国外からの納付手段が必要な状況とは言えないが、国外納付制度は納税者利便の観点から手続の簡略化を図るべきである。資金移動業やデジタル通貨を利用した決済手段は、納付手段に導入すべきタイミングに至っていない。

納付制度の整備には、納付手段の法的・技術的安全性に加え、国（日本銀行を含む）の管理運用の側面から業務コストの検討が不可欠であり、国が負担すべき手数料の在り方についても改めて整理が必要である。

今後、新たな納付手段を導入するための制度設計では、多様化する決済サービスの展開に注目しつつ、納税者の利便性向上と適正・公平な徴収の実現に向けた継続的な検討に加え、行政機関として費用対効果についても十分な検討が行われるべきである。

目 次

はじめに	117
第 1 章 国庫収納手続の概要	122
第 1 節 国税収納金整理資金	122
1 資金法規制定の経緯	122
2 資金法規の性質	123
第 2 節 国庫制度	124
1 国庫金の経理	125
2 国庫金の出納機関	125
3 政府預金	125
第 3 節 日本銀行の役割	126
1 組織	126
2 代理店制度	128
第 4 節 収納手続	130
1 実施機関	130
2 国税等の徴収	131
3 国税等の収納	132
4 納付書等	135
小括	137
第 2 章 納付手段の概要	138
第 1 節 代用納付	139
1 使用できる有価証券	140
2 現状と課題	141
第 2 節 電子納付	142
1 インターネットバンキング等納付手続	143
2 ダイレクト納付手続	144
3 現状と課題	144

第 3 節 口座振替納付制度	145
1 口座振替納付手続	146
2 現状と課題	147
第 4 節 納付受託者に対する納付	147
1 コンビニ納付制度	148
2 クレジットカード納付制度	150
3 スマホアプリ納付制度	152
第 5 節 その他の納付手段	154
1 納税管理人制度	155
2 国外納付制度	156
小括	158
第 3 章 諸外国における納付手段	161
第 1 節 各国市場の決済動向	161
1 アメリカ	162
2 カナダ	163
3 イギリス	164
4 スウェーデン	165
5 シンガポール	166
6 韓国	167
第 2 節 諸外国の納付手段	168
1 アメリカ	168
2 カナダ	171
3 イギリス	174
4 スウェーデン	176
5 シンガポール	177
6 韓国	180
小括	182
第 4 章 国外からの納付手段の検討	184

第 1 節 現行の納付手段の活用	184
1 電子納付、振替納税制度	184
2 納付受託者	185
3 国外納付制度	185
第 2 節 新たな納付手段の検討	186
1 資金移動業	187
2 デジタル通貨	192
小括	196
結びに代えて	198

凡　　例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。
なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 7 年 4 月 30 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
財政法（昭和 22 年 3 月 31 日号外法律第 34 号）	財政法
会計法（昭和 22 年 3 月 31 日号外法律第 35 号）	会計法
予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）	予決令
国税収納金整理資金に関する法律（昭和 29 年 3 月 31 日号外法律第 36 号）	資金法
国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和 29 年 3 月 31 日号外政令第 51 号）	資金令
国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年 5 月 31 日号外大蔵省令第 39 号）	資金規則
国税通則法（昭和 37 年 4 月 2 日号外法律第 66 号）	通則法
国税通則法施行令（昭和 37 年 4 月 2 日号外政令第 135 号）	通則令
国税通則法施行規則（昭和 37 年 4 月 2 日号外大蔵省令第 28 号）	通則規則
国税徵収法（昭和 34 年 4 月 20 日号外法律第 147 号）	徵収法
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徵収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成 3 年 12 月 25 日号外大蔵省令第 54 号）	特例省令
資金決済に関する法律（平成 21 年 6 月 24 日号外法律第 59 号）	資金決済法

はじめに

ICT（情報通信技術）の進歩は、人・物・金・情報といった資源の流れを速め世界経済の発展に大きく貢献をしてきた。

インターネット上でデジタル化された財・サービスなどを流通させるデジタル経済を発展させ、EC（電子商取引）の拡大による経済活動のグローバル化が進展するなど、経済活動に大きな変化をもたらしている。スマートフォンやＳＮＳの普及と、第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォーマーの台頭により、商品の購入や金融等の様々な取引はオンラインで行うことが主流となり、Web3.0⁽¹⁾やメタバース⁽²⁾といった新たなサービスの提供によりビジネスモデルは変化し続けており、従来の国や地域という地理的な経済圏以外に、デジタル空間内を経済活動の中心とする企業等が形成する経済圏の出現も予見されている⁽³⁾。

また、人の働き方にも大きな変革をもたらし、先進国では外国人労働者や移民が増加しているほか、新型コロナのパンデミック以降は、使用従属性が高い働き方をするフリーランス、個人の資産やスキルなどを他者と共有して収益を得るシェアリングエコノミー、インターネットを通じて単発の仕事を請け負うギグエコノミーなどが増加し、労働者と顧客や消費者を仲介するデジタル労働プラットフォームは急速に成長した⁽⁴⁾。特に、ITを駆使してリモートワークをしながら世界を旅する「デジタルノマド」は、先進国出身で高い技能を有した高所得者が多く、優秀な頭脳を持つ働き手を多く勧誘して自国経済を活性させ

-
- (1) ブロックチェーン上で暗号資産等のトーカンを媒体として「価値の共創・保有・交換」を行う経済。
 - (2) ユーザー間でコミュニケーションが可能なインターネット等を通じてアクセスできる仮想的なデジタル空間。
 - (3) 武田洋子ほか「未来社会構想 2050」6 頁（三菱総合研究所、2019）（https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/ecovision/dia6ou000001mwnz-att/ei20191105_mirai2050.pdf）（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。
 - (4) 労働政策研究・研修機構「デジタル労働プラットフォームの成長と規制の必要性」（https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2021/07/ilo_01.html）（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

る期待も込め、各国においてデジタルノマドビザの導入を推進している⁽⁵⁾が、特別な制度や税制上の優遇措置によって個人や企業を誘致しようとする国同士の競争は、共通報告（CRS）を迂回することによりオフショア⁽⁶⁾資産を隠蔽し、個人の税務上の居住地を隠蔽するために悪用される可能性が指摘されている⁽⁷⁾。

資金決済の分野では、EC の発展に伴い代金の支払いをスムースに完了させる利便性が求められるようになったが、銀行など既存の決済サービス業者は必ずしもそうしたノウハウに長けていなかったため、IT 系の業者（Fintech⁽⁸⁾事業者）が台頭し、より利便性の高い新たな決済サービスが登場するという状況が生まれている。

また、国際送金の分野においても、越境 EC や外国人労働者の増加に伴う国際送金需要の高まりから、より利便性の高い新たなサービスが提供されている。従来、国際送金の担い手は、SWIFT⁽⁹⁾（国際銀行間金融通信協会）を利用する銀行と、銀行口座非保有者を対象に送金注文を肩代わりすることで受取顧客の即時引出を可能とする送金インフラを自前で構築した送金専業者であったが、近年はインターネットバンキングの進展と共に、資金の預入と引出をインターネット上で行うネット系送金事業者や、IT テクノロジーを駆使し多数の国の顧客同志の国際送金をネットティングすることで実質的に資金が国境を越えない仕組みを構築した Fintech 事業者による海外送金サービスなどの出現により、送金に要する時間や費用など利用者のニーズに合った最適なサービスを選択できるようになった。

このような経済のグローバル化及びデジタル化に伴い企業や個人による経済活動が複雑化・多様化する中、国際課税の分野において顕著となった二重課税や租税回避といった課税上の課題に対応するための国際課税ルールの見直しに

(5) 青木一生「デジタルノマド」税務弘報 72 卷 9 号 45 頁（中央経済社、2024）。

(6) 外国人に対する租税環境が優遇されている国または地域。

(7) 住倉毅宏「デジタルノマドの税務上の課題」租税研究 898 号 117 頁（日本租税研究会、2024）。

(8) 金融（Finance）と技術（Technology）を組合せた造語。金融分野に IT 技術を組み合わせることで生まれた新しいサービスや事業領域を指す。

(9) Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication.

向け、OECD（経済協力開発機構）租税委員会による「BEPS⁽¹⁰⁾（税源浸食と利益移転）プロジェクト」の最終報告書以降、グローバル企業への課税上の課題対応について継続的な議論が行われており、各国において多国間条約の策定や国内制度整備が進められるなか、我が国においても、国際課税の諸問題に対応するため、移転価格税制に係る文書化制度の導入、外国子会社配当益金不算入制度の導入、PE（恒久的施設）の定義の見直し、CRSに基づく自動的情報交換制度など、国内法の改正を進めているところである。

我が国における令和 4 年度の EC 市場規模における国内市場の BtoC-EC（消費者向け電子商取引）は 22.7 兆円（前年比 9.91% 増）、BtoB-EC（企業間電子商取引）は 420.2 兆円（前年比 12.8% 増）、CtoC-EC（個人間電子商取引）は 2.4 兆円（前年比 6.8% 増）であり、越境 EC 市場規模も増加⁽¹¹⁾を続けている。また、医療・年金など社会保障制度の維持に対する懸念などの経済への長期的な不安を理由⁽¹²⁾とした邦人の海外永住者の増加（574 千人、前年比 3.18% 増）⁽¹³⁾や、政府が主導する留学生や技能実習生の積極的な受け入れ、国内人材確保が困難な産業分野への外国人の受け入れといった取組による在留外国人の増加（3,589 千人、前年比 5.2% 増）⁽¹⁴⁾に加え、2024 年 4 月にはデジタルノマドに向けた新たな在留資格「特定活動」の導入⁽¹⁵⁾及び積極的な受け入れ体制の構築に向けた実証事業⁽¹⁶⁾が行われるなど、労働者人口の流入も増加している。こ

(10) Base Erosion and Profit Shifting.

(11) 経済産業省「令和 4 年度電子商取引に関する市場調査報告書」(<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831002/20230831002-1.pdf>) 5 頁以降(令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。※越境 EC 市場規模は日米中間取引に基づく推計値である。

(12) 日経新聞電子版「『日本住みはリスク』増える海外永住 57 万人米欧豪へ」(<https://career.nikkei.com/nikkei-pickup/002868/>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(13) 外務省「海外在留邦人数調査統計（令和 5 年 10 月 1 日現在）」4 頁(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(14) 出入国管理庁「令和 6 年 6 月末現在における在留外国人数について」1 頁(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(15) 出入国管理庁「在留資格『特定活動』（デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）及びその配偶者・子）」(https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities10_00001.html) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(16) 観光庁「デジタルノマドの誘客に先駆的に取り組むモデル実証 5 事業を選定しまし

のように、EC 市場の拡大や労働者人口の流入出の増加といった経済活動のデジタル化・グローバル化の進展と、技術革新による新たなビジネスモデルが生まれ出されている現状を踏まえれば、今後の国際課税に関する議論の進展によつては、国外居住者等でありながら我が国への申告義務が生じる者の増加は想像に難くない。

一方で、我が国の納税制度は、現金納付を原則として、口座振替、インターネットバンキングやスマホアプリの利用など、納付手段の多様化が図られているが、あくまでも納税者が国内に預貯金口座を有することが前提である。国内金融機関に預貯金口座を有しない国外に居住する納税者(以下、「国外納税者」という。)の納付手段は納税管理人制度に頼ることになるが、納税者が滞納したとしても納税管理人は納税義務を負わないため滞納処分の対象にならないなどの問題があり、令和 3 年度税制改正において、国外納税者が国外金融機関を通じて納税専用口座(国税収納官吏の預金口座)に直接送金する「国外納付制度」が新たな納付手段として導入されたところである。

また、我が国においては 2010 年に「資金決済に関する法律」(平成 21 年 6 月 24 日法律第 59 号)が施行され、銀行等の独占事業であった為替取引が銀行以外の事業者(資金移動業)に「資金移動サービス」として解禁されて以降、国内の銀行関連事業者、携帯通信事業者やモバイル決済事業者、海外の送金専業者などが資金移動業に参入し、従来の送金手続と比較して利便性の高い新たな送金サービスが提供されている。取扱件数及び金額は共に増加⁽¹⁷⁾しており、今後の市場における送金サービスの利用状況によっては、国外からの納付手段としての活用も期待できる。

その他、近年話題となっているインターネット上で取引されるデジタル技術を応用した通貨、いわゆるデジタル通貨の中には、一般的な国際銀行送金と比

た」(https://www.mlit.go.jp/kankochō/news05_00004.html) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(17) 日本資金決済業協会「資金移動業の実績推移」2 頁 ([https://www.s-kessai.jp/about/data/資金移動業の実績推移\(202410\).pdf](https://www.s-kessai.jp/about/data/資金移動業の実績推移(202410).pdf)) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

較しても送金に係るコスト及び時間が大幅に削減できるものがあると言われていることから、デジタル通貨は国外からの納付手段に適している可能性がある。

そこで、本稿においては、我が国の納付手段に関する法令等を整理し、具体的な納付手続を理解したうえで、諸外国の納付手段を参考に国外納税者及び国税組織の双方にとって有用な国外からの納付手段について検討していくこととする。

本稿の構成は、第 1 章で国庫収納手続である國庫収納手續、第 2 章で納税者が利用する各納付手段の具体的手續と問題点等をそれぞれ概説し、現行制度における国税の納付手続を確認する。その上で、第 3 章において諸外国の納付手段の情報を整理し、第 4 章では現行制度の国外からの納付手段への活用と、新たな国外からの納付手段の導入について検討を行い、現行制度のなかで採りうる国外納税者及び国税組織の双方にとって有用な納付手段を明らかにすることとしたい。

第 1 章 国庫収納手続の概要

国の行政活動の基礎となる租税や行政手数料などの国の収入は「現金」と定義されており⁽¹⁸⁾、この「現金」には通貨以外に小切手や支払期の到来した国債証券の利札などの証券が含まれる⁽¹⁹⁾。一会计年度における租税収入は「国税収納整理資金」として、それ以外の現金収入は「歳入金」として国庫に収納されるが、その取扱基準及び細部手続は法令により統一的な処理を行うこととされている。そこで本章では国税の納付手続の根幹である国庫収納手続について概説する。

第 1 節 国税収納金整理資金

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理と過誤納金の還付金等の支払いに係る事務処理の合理化を目的⁽²⁰⁾に設置された特別な資金⁽²¹⁾である。よって、歳入金の取扱いが、会計法、予算決算及び会計令、歳入徵収官事務取扱規定といった「会計法規」によって定められているのに対して、国税収納金等⁽²²⁾の取扱いは、国税収納金整理資金に関する法律、国税収納金整理資金に関する法律施行令、国税収納金整理資金取扱規則などの「資金法規」によって定められている。

1 資金法規制定の経緯

資金法の制定（昭和 28 年）以前は、国の予算制度に基づき、納税者等から収納された国税等は歳入として受入れ、還付金等は国税庁において「租税払

(18) 財政法 2 条。

(19) 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律 1 条。

(20) 資金法 1 条。

(21) 財政法 44 条、資金法 3 条。

(22) 現金をもつて収納された国税、滞納処分費及び国税収納金整理資金からする支払金の返納金。

戻金」として計上された歳出予算から納税者等に支払われていた。しかしながら、国税に関する制度整備が進み、予定申告又は中間申告、欠損の繰り戻し等の各税法の規定に基づく還付金額が年々増加し、歳出予算を通して還付する場合の財政会計制度の諸制約は、還付金の支払処理について円滑を欠く場合が多く、これが国民の納税思想に悪影響を及ぼす恐れがあった。そこで、国税収納金整理資金を設置して、国税収入は全てこの資金で受入れ、還付金等はこの資金から直接支払うことができることとし、資金から当該還付金等を差引いた残額を歳入に組入れることとしたのである⁽²³⁾。

2 資金法規の性質

一般的に財政法第 44 条により設置された特別な資金は、財政法上、一会计年度内に消費し尽くすことのない金銭のことであり、一般的な歳入金と区分して管理されるため、財政法上の原則である「会計年度独立の原則⁽²⁴⁾」や「総計予算主義の原則⁽²⁵⁾」が適用されない「歳入歳出外⁽²⁶⁾」として取り扱われる。よって、国税収納金整理資金も同様に歳入歳出とは独立したものとして取り扱われるが、国の収入の大宗をなす国税収納金を最終的に歳入外とするのではなく、国税収納金から過誤納金等の還付金を除いたものをもって歳入とする特別な措置を行うために、会計法規が適用されない特別な資金に属させるのであるから、資金法規は従来の歳入に準じ、歳入に組入れる額は会計年度独立の原則に準拠したものとなっている。

このように、国税収納金整理資金の受払いは歳入歳出に準ずるものとされているため、資金法規の構成は会計法規を準用しているものが多く、実質的な取扱いは従来の歳入制度とほとんど変わりがないが、国税収納金整理資金は在外公館における手数料収入のような国外又は外貨での収入が想定されて

(23) 飯田利男「国税収納金整理資金に関する法律」財政 19 卷 8 号 62 頁（大蔵財務協会、1954）。

(24) 財政法 12 条。

(25) 財政法 14 条。

(26) 資金法 7 条。

いないため、資金法規においては国外又は外貨による収納手続に関する規定⁽²⁷⁾は設けられておらず、納付に用いられる金銭の範囲を、強制通用力⁽²⁸⁾を有する日本円を単位とする通貨⁽²⁹⁾、いわゆる本邦通貨（日本銀行券及び補助貨幣）に限定している。

第 2 節 国庫制度

財政活動により、国は現金のほか、有価証券、不動産、物品等の多様な財産を所有することとなるが、これらを保管・運用する管理体を「国庫」と呼び、国庫に属する現金を「国庫金」と称している。「国庫制度」とは、国庫金の出納や経理の仕組みを指す国の財務の一制度であり⁽³⁰⁾、国の会計制度（各省各庁における予算執行と国庫金の收支）のうちに包含されるが、特に独立した重要な地位を占めている⁽³¹⁾。

我が国の国庫制度は、基本理念である「国庫統一の原則」により国の会計の厳正を期している⁽³²⁾ほか、「預金制度」により中央銀行である日本銀行に国庫金の出納を委託⁽³³⁾し、その取扱いに係る現金を国の預金としている⁽³⁴⁾。国庫金の分類方法は目的によって異なるが、「日本銀行国庫金取扱規程」では、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金、預託金、保管金、財政融資資金預託金、その他の国庫金に分類されている⁽³⁵⁾。

(27) 出納官吏規定 14 条～16 条。

(28) 法貨として公私一切の取引に無制限に通用する効力。

(29) 通則法基本通達 34 条関係 1。

(30) 宮嶋治『国庫制度と財政資金』1 頁（日本信用調査、1978）。

(31) 大内聰「我が国の国庫制度について～入門編～」ファイナンス通巻 475 号 43 頁（財務省、2005）。

(32) 宮嶋・前掲注（30）4 頁。

(33) 日本銀行法 35 条、会計法 34 条。

(34) 宮嶋・前掲注（30）6 頁。

(35) 大内・前掲注（31）44 頁。

1 国庫金の経理

国庫金の計理は、日本銀行にある政府預金の受払いを計理する「資金計理」と、日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店で受払いされた国庫金を、官庁別・会計別等の区分に従い集計・整理する「国庫計理」に大別される。両者が同時並行的に行われ、かつ各官庁が行う経理と照合されることにより、国の会計の厳格性と財政運営の円滑性が確保されるとともに、国庫の統一的かつ効率的運用を図ることが可能となっている⁽³⁶⁾。

2 国庫金の出納機関

国庫金の取扱機関は、国の収入及び支出を決定命令する命令機関と、命令機関の命令に基づいて現金の出納を行う出納機関に分けられる。出納機関は、国庫金の出納を委託されている日本銀行のほか、各省各庁に所属する出納官吏等がこれにあたる。出納機関の中で主たる役割を担う日本銀行は、出納官吏の収納した国庫金も終局的には日本銀行に払い込まれること、あらゆる種類の国庫金を取り扱うこと、受払事務のみならず計理事務も担当していることなどから、国庫金出納事務に関する原則的かつ統括的取扱機関と位置付けられている⁽³⁷⁾。

3 政府預金

国庫金は基本的に日本銀行に預けられており、これを「政府預金」という。政府預金は、国庫金の統一的・効率的運用を図る見地から日本銀行本店のみに設置され、「当座預金」、「別口預金」、「指定預金⁽³⁸⁾」、「小額紙幣引換準備預金」の 4 種類があり、国内指定預金を除き原則として無利子である。当座預金は政府預金の中心をなすもので、国庫金の受払いのうち国庫内振替⁽³⁹⁾を除

(36) 大内・前掲注(31) 46 頁。

(37) 下鶴毅「我が国の国庫制度について～出納経理編～」ファイナンス通巻 480 号 22 頁（財務省、2005）。

(38) 指定預金には外貨指定預金、国内指定預金、在外指定預金がある。

(39) 政府預金の増減を伴わない国庫内部の国庫計算科目間の振替取引。

く、全ての現金による受払いは当座預金勘定に計上されるが、証券によって受け入れられた国庫金は、実質資金化されてはじめて支払資金に充当できる仕組みとなっており、一旦当座預金に受け入れられた後、直ちに当座預金から別口預金に組替整理し、手形交換決済日（受入日の翌営業日）に取立済みとなった時点で再び別口預金から当座預金へ組み戻される⁽⁴⁰⁾。

なお、政府預金の計理には、原則として、どの会計、どの資金に属するかといった所属区分はなく、すべての国庫金は一団となって政府預金に計上されている⁽⁴¹⁾。政府預金に関する政府と日本銀行の関係は、一般の預金の概念と同様、消費寄託の関係と考えられており、政府は日本銀行に対して債権を持つにとどまり、日本銀行は受け入れた国庫金を営業資金として自由に処分することができるとされている⁽⁴²⁾。

第 3 節 日本銀行の役割

日本銀行が受け入れた国庫金は日本銀行に対する国の預金とされ、国庫金の効率的ないし統一的運用を図るとともに、国の決算事務の正確性と会計検査の厳正を期するために、あらゆる種類の国庫金を日本銀行本店に集中させて、その計理事務を行わせるというシステムとなっている。国庫金の出納事務は、取り扱う官公署が全国津々浦々に散在しているほか、国税の収納から年金の支払まで国庫金の種類も多岐にわたるため、国民や国（政府）の利便性に配慮し、日本銀行本支店に限らず民間金融機関の特定の店舗でも国庫金の受扱が可能となるよう代理店制度が設けられている。

1 組織

日本銀行は、1882 年に我が国の中央銀行として設立され、物価の安定と

(40) 大内・前掲注(31) 52 頁。

(41) 大内・前掲注(31) 51 頁。

(42) 相原三郎『財政資金のはなし』37 頁（金融財政事情研究会、1968）。

金融システムの安定という目的を達成するため、現金の供給と決済サービスの提供、金融政策の運営、金融システムの安定確保、国の資金の受払いや国債の発行・流通などの業務を行っている⁽⁴³⁾。業務執行のために、国内には本店のほか 32 か所の支店と 14 か所の事務所（電算センター⁽⁴⁴⁾、発券センター⁽⁴⁵⁾を含む）が設置されている（図表 1）ほか、諸外国の中央銀行等との連絡・調整や金融経済の調査・分析などのために 7 か所の海外駐在員事務所が設置されている（図表 2）⁽⁴⁶⁾。

図表 1 本支店・国内事務所⁽⁴⁷⁾



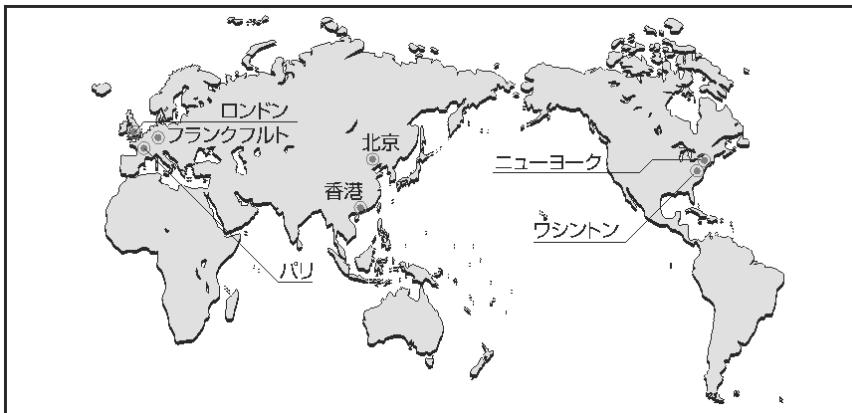
(43) 日本銀行金融研究所編『日本銀行の機能と業務』10頁（有斐閣、2011）。

(44) 主としてコンピュータの運行管理を行っている。

(45) 主として本店の銀行券に関する事務の一部を行っている。

(46) 日本銀行金融研究所・前掲注(43)24頁。

(47) 日本銀行金融研究所・前掲注 (43) 27頁。

図表 2 海外駐在員事務所⁽⁴⁸⁾

2 代理店制度

日本銀行は、財務大臣の認可を得て全国各地にある民間金融機関と代理店契約を締結しており、これらの金融機関の特定の店舗が日本銀行の代理店として国庫金の出納事務を行っている。代理店には一般代理店と歳入代理店の 2 種類⁽⁴⁹⁾があり、2025 年 4 月末現在、一般代理店は 219 店舗、歳入代理店は 3 万 9,920 店舗ある⁽⁵⁰⁾が、金融機関の支店の統廃合により店舗数は減少傾向にある（図表 3）。

(48) 日本銀行金融研究所・前掲注（43）27 頁。

(49) 一般代理店は、銀行（都市銀行、地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行）や信用金庫。歳入代理店は、これらに加えて、信託銀行、信金中央金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、ゆうちょ銀行など。

(50) 日本銀行「代理店等一覧」(<https://www.boj.or.jp/about/services/kokko/index.htm>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。歳入代理店の数には歳入復代理店及び歳入復々代理店を含む。歳入復代理店とは、歳入代理店である金融機関の委託を受けて歳入金の受入事務を行うものであり、歳入代理店である農林中央金庫、全国信用協同組合連合会及びゆうちょ銀行の委託を受けて、信用農業協同組合連合会や信用組合及び郵便局が歳入復代理店となっている。歳入復々代理店とは、歳入復代理店から委託を受けて歳入金の一部（交通反則金、および国民年金保険料のみ）の受入事務を行うものであり、簡易郵便局が歳入復々代理店となっている。

(1) 一般代理店

一般代理店では、日本銀行の本支店とほぼ同様の国庫金に関する業務を行っているほか、国債の元利金の支払いなどに関する事務も行っている。

一般代理店が納税者等から現金を受け入れると、その現金は、当該一般代理店と同一の金融機関のうち、預金店⁽⁵¹⁾において日本銀行預金⁽⁵²⁾として整理された後、日本銀行にある政府預金と決済（政府預金に計上）される。

(2) 歳入代理店

歳入代理店では、国庫金のうち国税や社会保険料などの歳入金の受入事務のみを行っている。受け入れた現金について払込店⁽⁵³⁾を経由して最寄りの取りまとめ店⁽⁵⁴⁾に払い込むのみで、政府預金との資金決済は行われない。

(3) 統括店

「統轄店」とは、国庫金の中間的な出納計理を営む店舗の呼称であり、日本銀行本支店がこれにあたる。統括店は、取りまとめ店で受払いした国庫金、国庫送金等を日本銀行本支店の業務区域ごとに取りまとめ、国庫金出納計理上必要とする会計別・勘定別、会計官吏別等の計算整理、国の預金の受払整理等の事務を行っている。

図表 3 代理店数の推移⁽⁵⁵⁾

	(単位：店)		
	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
代理店（一般代理店）	283	249	219
歳入代理店	18,063	17,916	17,929
歳入復代理店	20,851	20,841	20,814
歳入復々代理店	1,177	1,193	1,190

(51) 日本銀行と当座預金取引をしている店舗。

(52) 日本銀行と預金店の間の決済用の勘定のことで「代預（だいよ）」と呼ばれる。

(53) 歳入代理店引受金融機関ごとに、それぞれの地区における歳入代理店の受入金を括し、取りまとめ店へ受入金の払込を行う店舗をいい、銀行等の地域母店がこれを担当する。

(54) 歳入代理店引で受け入れた国庫金の取りまとめを行う日本銀行本支店及び一般代理店。

(55) 日本銀行「代理店数の推移」(<https://www.boj.or.jp/about/services/kokkosandairi.pdf>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

第 4 節 収納手続

国税の収納手続行為は資金法規に基づき実施するが、実質的な取扱いは歳入金の場合とほとんど変わりがない。収入行為は国の機関が収入となる国の権利を行使し、国庫の収入を実現するための一切の手続行為をいい、その執行にあたっては徵収⁽⁵⁶⁾と収納の二つの行為に区分して組織的に運営することとしている。徵収行為は、収入の原因となる権利の内容を調査して収入金額を確定し、債務者に対して納入の告知を行う行為（金銭債権の履行請求行為）であり、収納行為は、債務者から収入金を領収する行為（金銭債権弁済の受領行為）である⁽⁵⁷⁾。

1 実施機関

徵収及び収納を司る収入機関は、事務を総括する管理機関と現実に執行する実施機関に大別される。管理機関は事務を総括管理する機能を有する機関で、財務大臣及び各省各庁の長がこれにあたる。財務大臣はすべての省庁の事務一般を管理し、各省各庁の長は所掌に属する事務を管理する。

なお、国税収納金の徵収権限は財務大臣に属しているが、歳入制度と同様に、部下職員にその権限を委任して徵収の職務を行わせることとしている。

（1）徵収機関

実施機関のうち徵収機関は徵収行為権限を有する機関であり、財務大臣から国税収納金に係る徵収事務の委任を受けた職員が国税収納命令官である。また、事務が広範にわたり一人の国税収納命令官では処理が困難な場合などに事務の一部を分掌させる分任国税収納命令官や、国税収納命令官及び分任国税収納命令官が事故等により欠けた場合の代理官（国税収納命

(56) 前田努編『令和 2 年改訂版会計法精解』92 頁（大蔵財務協会、2022）。
徵収法における徵収の観念（納付税額の決定及び納税の告知、納税者からの金銭の領収及び滞納があった場合における強制徵収処分を包含したもの）とは異なる。

(57) 前田・前掲注 (56) 91 頁。

令官代理及び分任国税収納命官代理）の設置が認められており、これらの国税収納命官等の任命は官職指定によって行われる⁽⁵⁸⁾。

（2）収納機関

実施機関のうち収納機関は国税を実際に領収する機関であり、設置及び権限については、「国税等は、国税収納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、国税出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。⁽⁵⁹⁾」とされている。国税収納金の収納機関は、国税職員である国税収納官吏及びその補助者である国税出納員が直接これにあたり、国以外の機関としては日本銀行が収納事務を担当する。なお、国税収納官吏にも、徴収機関と同様に、事務の一部を所掌する分任国税収納官吏と代理官（国税収納官吏代理及び分任国税収納官吏代理）の設置が認められている。

2 国税等の徴収

会計法規では、徴収機関が歳入を徴収しようとするときは、徴収しようとする権利の内容を調査し、具体的に債務者、納付すべき金額、納期限等を確定する意思決定行為（調査決定）を行い、調査決定年月日や徴収決定済等を記載した徴収簿を作成するとともに、債務者に対する納税の告知を行う方法が一般的な手続とされている。しかしながら、資金法規では、自主納付を前提とした申告納税方式の国税⁽⁶⁰⁾は申告書の提出があった時に調査決定を行い、納税の告知は不要とされており、賦課決定方式等で納税の告知が必要なものについては通則法で定める形をとっている⁽⁶¹⁾。

また、徴収決定済額、収納済額、不能欠損額等を記載管理するため国税收

(58) 資金規則 4 条（国税組織における官職指定）

国税収納命官：国税庁長官、国税局長、税務署長

国税収納命官代理：国税庁次長、国税局総務部長、副署長

(59) 資金法 9 条 2 項（会計法 7 条 1 項を準用）

(60) 申告納税方式の国税の更正及び決定により確定した税額は自主的に納付すべきものとされている。

(61) 通則法 36 条。

納命令官が作成することとされている「国税収納金整理資金徴収簿」については、K S K システム（国税総合管理システム）で電子情報処理組織に記録する方法により、税目等の別に「一件別徴収カード」として作成され、収納等により租税債権が消滅するまで使用される⁽⁶²⁾。

3 国税等の収納

納税者は、収納機関において現金（金銭や小切手）に納付書又は国税収納命令官の発行した納税告知書を添えて支払うこととされている。

収納機関が国税を現金で収納した際は、納税者に領収証書を渡すとともに、領収済通知書を国税収納命令官に送付し、領収控を日本銀行取りまとめ店に送付するという一連の手続きが行われ、国税収納官吏が収納した現金については、1 日分を取りまとめて日本銀行代理店に払い込まれる。日本銀行代理店が受け入れた資金は、その代理店の日銀当預から引き落とされ、政府預金へ入金されることで決済される。こうした資金の流れ（図表 4）には、代理店での事務処理を勘案して、窓口での納付から政府預金への入金までに時間的な猶予が設けられている⁽⁶³⁾。

また、日本銀行本支店及び代理店に持ち込まれた納付書等は、本来、領収済通知書を会計別、取扱官庁別に仕訳・集計し、国税収納命令官や統轄店に送付するといった作業が必要になるが、金融機関の事務効率化のため、日本銀行統轄店に光学読取式電子情報処理装置（OCR）⁽⁶⁴⁾を設置し、これに納付者が手書きした領収済通知書を読み取らせ、データ化した納付情報データを

(62) 資金細則 7 条 1 項、特例省令 2 条 1 項。

(63) 日本銀行金融研究所・前掲注 (43) 209 頁。

政府預金への入金は、一般代理店や歳入代理店の窓口での歳入金の納付が行われた場合、当該納付から 2 営業日後に行われる。ただし、歳入代理店の窓口で納付された後、一般代理店が取りまとめを行う歳入金の一部については、政府預金への入金は窓口での納付から 4 営業日後に行われる。なお、歳入金の電子納付が行われた場合、政府預金への入金は、当該電子納付の翌営業日に行われる。

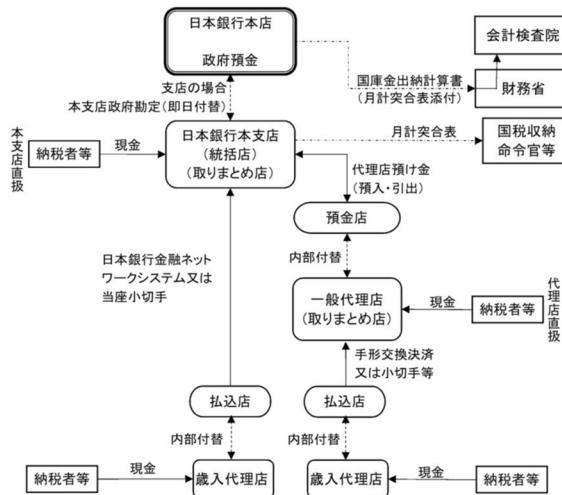
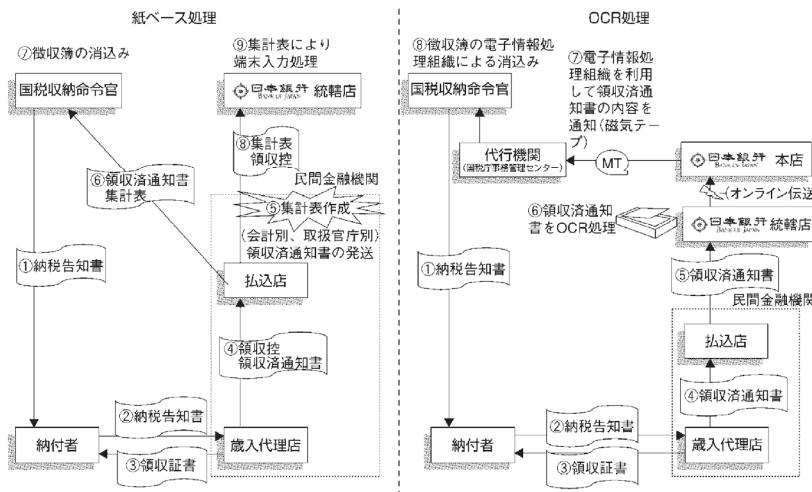
(64) OCR : Optical Character Reader.

日本銀行本店に設置されているサーバーに伝送している⁽⁶⁵⁾。納付情報データは日本銀行本店から国税庁を経由して各国税収納命令官等に送付され、毎月、日本銀行と各国税収納命令官等の間で受入額の照合・確認が行われる（図表 5）。

なお、納税者がインターネットバンキング等により預貯金口座からの資金振替による納付手続（電子納付）を行うと、日本銀行代理店がこれを収納し、これらの納税情報データはマルチペイメントネットワーク（MPN）⁽⁶⁶⁾を通じて国税庁にリアルタイムで送付されている。

(65) 白黒で印刷されたもの又は明らかにサイズが規格外のもの等、日本銀行統括店における OCR 处理が困難と判断されたものは、歳入代理店等から集計表が添付されて直接署に送付される。

(66) 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する、国庫金、地方税、電気・ガス・電話等の公共料金及び会社等への代金等の支払について、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図り、以って公益に資する決済に関する新たな仕組み。日本マルチペイメントネットワーク運営機構は、「MPN を構築しその運営を行うとともにその普及を図ること」を目的に、ネットワークの構築・運営を行う団体として多くの金融機関、日本銀行、大手民間収納機関の協力のもと、平成 13 年 3 月に設立された。

図表 4 資金の流れ⁽⁶⁷⁾図表 5 納付書等の処理⁽⁶⁸⁾

(67) 下鶴毅・前掲注(37) 35 頁。

(68) 下鶴毅・前掲注(37) 27 頁。

4 納付書等

納税者が国税の納付に使用する納付書（図表 6）及び納税告知書は様式が定められており、領収済通知書、領収控及び領収証書の 3 枚複写となっている。納付書及び納税告知書には、納税者の納税地及び氏名、会計年度、納付場所（税務署名）、受入科目（税目）、納期等の区分並びに金額といった納付情報を記載する必要があり、納税告知書は国税収納命令官等が納付情報を記載し納税者に送付するのに対し、自主納付で使用する納付書は原則として納税者自身で納付情報を記載することとしている⁽⁶⁹⁾。

しかしながら、日本銀行における領収済通知書の OCR 处理において発生する未記載や誤記入などに起因する読み取りエラーについては、日本銀行から各国税収納命令官に領収済通知書のコピーが送付され、各税務署における読み取りデータとの照合及び解明処理が必要になるため、収納手続に関する事務量削減の観点から、所得税の予定納税や法人税及び消費税の中間申告分など、納付すべき税額があることが明らかな者に対しては、税務署において必要な納付情報を記載した納付書を作成し、事前に納税者に送付している。

なお、近年はキャッシュレス納付の利用拡大に向け、納付書の事前送付対象者について見直しを行い、収納機関窓口での納付件数の削減に取組んでいることもあり、収納機関窓口における取扱件数は減少している。一方で、納付書の事前送付対象から除外された者からの税務署への納付書送付依頼は多く寄せられているほか、一部の税理士からは国税庁ホームページ等で納付書が作成できるツールの開発が求められるなど、未だ収納機関窓口での納付を希望する者は一定数以上存在することが伺える。

(69) 通則規則別紙 1 号様式備考 4。

「納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱庁名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。」

図表 6 納付書（特例省令別紙 1 号様式（その 1））

バーコード付納付書（特例省令別紙 1 号様式（その 11））

小括

国税の納付は、現金（現金通貨、預金通貨及び特定の有価証券）が持つ強制通用力及び決済完了性という性質と、受入先を収納機関に限定し日本銀行が提供する極めて安全性の高い決済手段を利用してすることで、納税者の債務履行手段の安全性を担保するとともに、還付金等（国の債務）の財源を政府預金（国税収納金整理資金）として確保しているのである。

各金融機関の日本銀行代理店が受け取った資金の政府預金への受入手続は、市場における資金決済手続と同様、日本銀行の決済システムを通じて各金融機関の日銀当預から政府預金への資金振替によって行われ、国税組織への納税情報の送付手続は、電子納付については納税者が送信した納税情報データが MPN を通じて国税庁に送信され、窓口納付については日本銀行等において受領した納付書を統括店で OCR 处理した後、日本銀行本店を通じて国税庁に納税情報データとして送信されている。よって、国税の納付手段は、納税者が収納機関に対して、本邦通貨による資金払込みと納税情報の伝達が可能な方法としなければならないのである。

なお、収納機関の窓口納付で使用する納付書等様式の原型は、電算処理が行われる以前の収納事務が全て手作業で行われていた時代に定められたものである。納税者に手交する領収書、日本銀行代理店等で領収額との突合等に利用するための領収控、税務署に納付情報を伝達するための領収済通知書の 3 種類の書式があり、この 3 種類の書式に記載される納税情報が同一でなければならなければならぬため 3 枚複写となっている。

しかしながら、ICT が進化した現代においては、納付情報は 2 次元コードで表示することは容易であり、納税者自身で納付情報を 2 次元コードに変換可能なツールの提供と収納機関への読み取り装置の配備により、納付書の役割はスマートフォンで代替可能であるから、領収書の交付や高齢者等 IT 弱者対応などの解決しなければならない問題はあるものの、業務コスト削減に向け、国庫収納手続は見直しを行うべき時期を迎えていいると言えるだろう。

第 2 章 納付手段の概要

税収は国家財政の礎であり、原則として、国税の納付は税額に相当する金銭又は一定の有価証券に納付書又は納税告知書を添え、収納機関に提供することによって行われるが、金銭とは「強制通用力を有する日本円を単位とする通貨」とされている。

通貨は紙幣（日本銀行券）及び硬貨（貨幣）である現金通貨と、普通預金や当座預金などの決済に使用される預金通貨（要求払預金）に大別され、預金通貨は、現金通貨と同じように、取引相手との決済を終了させることができる性質（支払完了性）を有し、必要に応じていつでも預金を現金通貨にできることから、日常生活で決済手段として広く利用されており、近年のデジタル経済の進展により、預金通貨を利用した様々な決済手段が登場し、利用者のニーズに合わせた支払方法を選択できる状況となっている。

国税の納付手段とは、納税者が税額相当の金銭と納付情報を収納機関に引渡す方法であり、納税者の利便性と市場における決済の動向を踏まえ、適時、新たな決済手段を取り入れることで納付手段の多様化が進められている。近年は、事務の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、政府全体の取組⁽⁷⁰⁾としてキャッシュレスを推進しており、原則的納付手段である現金通貨を利用した収納機関窓口での納付件数は確実に減少している（図表 7）。

なお、納付手段の例外である印紙納付⁽⁷¹⁾及び物納⁽⁷²⁾については、本稿での説明は省略することとし、前章で説明した原則的納付手段以外の各納付手段について、その具体的な手続と取扱いの現状等について概説し、今後の在り方について検討する。

(70) 首相官邸「成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」12 頁 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。「2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。」。

(71) 通則法 34 条 3 項。

(72) 通則法 34 条 4 項。

図表 7 納付手段別件数⁽⁷³⁾

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
キャッシュレス納付割合	25.6%	29.3%	32.2%	35.9%	39.0%
(単位:万件)					
納付手段	割合	納付件数	割合	納付件数	割合
振替納税	13.7%	616	13.6%	605	12.6%
キヤッセ 電子納税	11.2%	501	14.7%	656	21.4%
ショッピング等	7.7%	347	10.4%	464	14.5%
クレジットカード	3.4%	154	4.3%	192	7.0%
スマートアプリ	0.7%	31	1.0%	43	1.7%
小計	25.6%	1,148	29.3%	1,304	32.2%
キャッシュレス納付窓口での納付	69.8%	3,129	66.4%	2,961	62.7%
金融機関窓口	67.1%	3,008	64.1%	2,858	60.5%
税務署窓口	2.7%	121	2.3%	103	2.1%
コンビニエンストア	4.6%	208	4.3%	194	5.2%
バーコード	4.1%	185	3.4%	152	3.6%
QRコード	0.5%	22	0.9%	42	1.5%
小計	74.4%	3,337	70.7%	3,155	67.8%
合計	100.0%	4,484	100.0%	4,459	100.0%
				4,795	100.0%
				4,851	100.0%
				4,944	

第 1 節 代用納付

国税の納付については、金銭に代えて預金口座振替小切手や郵便普通為替証書等で納付することも認められており、これを現金納付と区別して「代用納付」と呼ぶ⁽⁷⁴⁾。代用納付は証券等をもって納付された時点で納入者の債務が消滅するため、支払が確実でかつ取立てが容易なものでなければならない。このため、代用納付に使用することができる有価証券の範囲は法令等により限定され、さらに細かい制限が定められており⁽⁷⁵⁾、使用できる有価証券に該当するものであっても、券面金額が納付金額を超過するものは除外され、証券の呈示期間若しくは有効期間が近すぎるものや、支払不確実と認めるもの及び支払場所が受領者の所在地等になく、かつ支払場所が受領者の拝込又は

(73) 国税庁「令和 5 年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」2 頁 (https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_riyozyokyo/0610pressrelease.pdf) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(74) 下鶴・前掲注(37) 27 頁。

(75) 「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」(大正 5 年法律 10 号)、「歳入納付ニ使用スル証券ニ關スル件」(大正 5 年 12 月 21 日勅令第 256 号)、「証券ノ納付ニ關スル制限」(大正 5 年 12 月 21 日大蔵省令第 30 号)。

送付をする日本銀行の本支店等の所在地にないものは、収納機関において受領を拒絶することが認められている⁽⁷⁶⁾。

1 使用できる有価証券⁽⁷⁷⁾

(1) 小切手⁽⁷⁸⁾

持参人払式又は記名式持参人払のもので、次に掲げるものは国税の納付に使用できる。

イ 政府、地方公共団体又は日本銀行に預託金を有する公庫等の振出した小切手にあっては、小切手の振出日から 1 年を経過していないもので、指図禁止でないもの。

ロ 日本銀行本店、支店、代理店若しくは歳入代理店である金融機関にあてた小切手で、これを当該日本銀行本店、支店若しくは代理店又は収納官吏に納付するとき。

ハ 金融機関の自己宛小切手。

ニ 税務署長において支払保証を要しない旨の承認を与えた小切手。

ホ 上記以外の小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を依頼した金融機関にあてた小切手（1 通の金額又は 1 口の納付に使用する小切手の合計金額が 300 万円以上である場合には、支払金融機関の支払保証のあるもの）。

(2) 国債証券の利札

支払期日の到来した無記名の利札に限られる。なお、国債の利子支払の際に租税が課されるものにあっては、その租税の額に相当する金額を控除した額につき納付に充てることができる。

(76) 荒井勇編『令和 7 年改訂国税通則法精解』457 頁（大蔵財務協会、2025）。

(77) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール国税通則法』1853 の 4 頁（第一法規、1982）。

(78) 通則法 55 条 1 項、徵収法 32 条 3 項。「先日付小切手は納付委託に使用することができる」。

2 現状と課題

近年のデジタル化に向けた取組によりペーパーレス化が進み、市場における使用実態と法令等に乖離が生じている。

(1) 小切手

2021 年 6 月の閣議決定で「5 年後の約束手形の利用の廃止」と、「小切手の全面的な電子化」が計画⁽⁷⁹⁾され、金融機関は、「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という最終目標⁽⁸⁰⁾を掲げ、電子決済サービス（「電子記録債権」又は「インターネットバンキングによる振込」）への移行を推進しており、手形・小切手の交換枚数及び発行枚数は確実に減少を続けている⁽⁸¹⁾。

なお、多くの金融機関は 2025 年度中に手形・小切手帳の新規発行を終了する予定であり、小切手の流通は確実にゼロに向かっていることから、近い将来には小切手は納付手段としての役割を終えることになる。

(2) 国債証券の利札

「社債、株式等の振替に関する法律」の施行により、国債は 2003 年以降新規発行分から完全にペーパーレス（「振替国債」⁽⁸²⁾）化されている。振替国債では、国債権を帳簿上の振替によって移転させることなどが可能となっており、国債取引に伴う国債の受渡しについては、譲渡人のみの請求により振替口座簿上の口座振替によって行う仕組みが採用されている。

現在、我が国における国債の保有形態としては、振替国債のほか、「登録

(79) 内閣官房「成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」26 頁 (<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(80) 全国銀行協会「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～（2025 年 3 月 26 日改訂）」6 頁 (https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tegata_denshi/tegata_denshi_action_plan_1.pdf)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(81) 全国銀行協会「手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会（第 15 回）資料」2 頁 (https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tegata_denshi/tegata_denshi2021_15_2.pdf)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(82) 国債振替決済制度の構成者は、国債権者（個人や企業など）、参加者（銀行や証券会社などの直接・間接参加者）、振替機関（日本銀行）からなり、振替機関である日本銀行と国債権者との間に銀行や証券会社等の仲介機関（参加者）が介在する。

国債⁽⁸³⁾と実際に紙の証券を保有する「国債証券（現物債）」の 3 つがある⁽⁸⁴⁾が、振替国債が発行残高の 99%以上を占めている⁽⁸⁵⁾。国債元利金の支払い方法については、登録国債及び国債証券が利札等⁽⁸⁶⁾と引き換えに日本銀行本支店等窓口において現金通貨で支払われているのに対して、振替国債は指定した振込口座に自動入金されることから、国債の発行残高から見ると支払手段として使用できる国債証券の利札は、ほぼ存在しない。

第 2 節 電子納付

電子納付とは、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、納付手続を電子的に行う方法であり、e-Tax（国税電子申告・納税システム）⁽⁸⁷⁾の利用が前提となっている。e-Tax は、税務署長への届出を行い、税務署職員による本人確認⁽⁸⁸⁾を受けた上で、利用者識別番号の交付を受けると利用可能となる。電子納付には「インターネットバンキング等による電子納付」と「ダイレクト納付」があり、これらの納付手段は MPN 運営機構が提供する「Pay-easy（ペイジー）」サービスを利用し、即時に銀行等の預貯金から国庫金への振替手続が行われ、領収証は発行されない⁽⁸⁹⁾。

(83) 国債登録制度は、1906 年に創設された制度で、国債の権利者の請求に基づき、証券の発行を行わずに国債の登録を行うものである。この制度では、登録機関である日本銀行が管理する帳簿（国債登録簿）への記載によって登録を行い、国債の売買などに伴って国債の保有者が変わった場合には、国債登録簿上で登録名義人を変更する（移転登録）ことにより、国債の受渡しを完了する。

(84) 日本銀行金融研究所編・前掲注（43）225 頁。

(85) 日本銀行「国債の円滑な発行と流通を支える（2018年9月25日掲載）」(<https://www.boj.or.jp/about/annai/genba/focusboj/focusboj25.htm>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(86) 登録国債は予め日本銀行から送付された領収証書、国債証券（現物債）は証券や利札。

(87) 国税庁が提供する所得税等の申告や法定調書の提出、届出や申請などの各種手続きがインターネットを通じて電子的に行うことができるシステム。

(88) マイナンバーカードを用いて電子的に届出を行う場合は、税務職員による本人確認が省略される。

(89) e-Tax 内のメッセージボックスに納付完了通知が格納される。

1 インターネットバンキング等納付手続

インターネットバンキング等による電子納付には、金融機関が提供する「インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用した預金口座から国庫金勘定への振替」と「ATM を使った預金口座から国庫金勘定への振替又は ATM に現金を投入して行う国庫金勘定への振込」があり、納税者が納付する際に添付する納付情報の入力方法により、「登録方式」と「入力方式」の 2 種類に分けられる。納税者は金融機関とのインターネットバンキング等に係る契約及びサービス料の支払いが必要であるが、納付手続に際して、金融機関では税金や公共料金の支払いには手数料負担を求めない取扱いとしている。

(1) 登録方式

e-Tax で作成した納付情報データをインターネットバンキング又はモバイルバンキングに連携して納付する方法である。e-Tax で納税額のある申告書データを送信した場合や、e-Tax で納付情報データを登録した場合に、納税者のメッセージボックスに格納される「納付区分番号」(10 衔の数字)を利用して⁽⁹⁰⁾電子納付を行う方法であり、全ての税目（加算税、延滞税等の付帯税を含む）に対応している。

(2) 入力方式

e-Tax で納付情報データの登録を行わず、納付区分番号に相当する納付目的コード⁽⁹¹⁾を納税者自身が作成して、ATM やインターネットバンキング等の画面に直接入力して電子納付を行う方法であり、利用可能税目は、申告所得税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税、復興特別法人税の 6 税目に限られている。

(90) 金融機関によっては、e-Tax のメッセージボックスに格納された納付区分通知から金融機関のインターネットバンキングの画面に直接リンクして、情報入力を省略することができる「情報リンク方式」が採用されている。

(91) 税目、申告区分及び元号に対応した番号と課税期間を組み合わせて作成する 7 衔又は 11 衔の数字。

2 ダイレクト納付手続

ダイレクト納付は、電子版の口座振替制度であり、ダイレクト納付の利用には税務署長及び金融機関に対して、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(以降、「届出書」という。)を予め提出⁽⁹²⁾する必要がある。

e-Taxにおいて、納税額のある申告書データを送信した場合や、納付情報データを登録した場合に、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」の画面からダイレクト納付を選択することで、納税者自身が指定した預貯金口座から即時又は指定した期日⁽⁹³⁾での資金振替が行われる納付方式で、全税目で利用が可能⁽⁹⁴⁾で、国が事務手数料を負担している。

1 年以内であれば将来日付でも納付日の指定が可能となっているため、滞納国税の分割納付等にも利用されているほか、令和 6 年 4 月からは、e-Tax の申告等データを送信する画面から「自動ダイレクト」の項目にチェックを入れて送信すると、納付情報データの入力を省略して法定納期限に預貯金口座から納税額が資金振替される機能が導入された。

3 現状と課題

電子納付では、預金通貨を利用してオンラインで納税が完了するという納付手続の簡略化が図られている。しかしながら、インターネットバンキング等による納付は、税理士が電子納税の代理手続することが難しい⁽⁹⁵⁾⁽⁹⁶⁾、モバ

(92) 個人納税者はオンライン提出が認められているが、法人納税者は書面提出のみとされている。

(93) 期限内申告に係る納付については、「期日を指定して納付」で納付日として指定可能なのは「納期限」までの日付となっている。

(94) 申告等データの送信からは、源泉所得税、法人税、地方法人税、消費税及地方消費税、申告所得税、相続税、贈与税、酒税、揮発油税及地方揮発油税、印紙税、国際觀光旅客税、石油ガス税、源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税、復興特別法人税に限られる。

(95) 財務省「平成 20 年度 税制改正の解説」615 頁(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2008/explanation/pdf/P613-P629.pdf) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(96) ダイレクト納付では、税理士が納税者に代わって納付手続を選択することが可能。

イルバンキングに対応している金融機関は少ない⁽⁹⁷⁾、ダイレクト納付は、法人納税者について届出書のオンライン提出ができる金融機関がない⁽⁹⁸⁾といった、納税者利便の向上に向けて解決しなければならない課題を抱えている。我が国の電子納付利用者は年々増加しているものの、令和 5 年度の電子納付利用割合は 24% であり、今後の利用割合の向上に向け、国税組織と金融機関が連携して手続の簡略化やモバイル対応等の対策を進めていく必要がある。

第 3 節 口座振替納付制度

口座振替制度は、納税貯蓄組合の活動である「取りまとめ納税⁽⁹⁹⁾」や「一括納税⁽¹⁰⁰⁾」が困難になったことから、その解決策として、納税貯蓄組合員と金融機関の契約に基づき、金融機関において税務署から送付された納付書によって預貯金が払い戻され、直ちに収納手続が行われる納付方法がその原型となっている。その後、一部地域の税務署で、農業協同組合において納税貯蓄組合員以外の農協組合員に対する口座振替納付手続が考案・実施されたことを受け、納税者利便の向上や収納機関の窓口事務の負担軽減等の観点から、国税庁において統一的な取り扱いを定めたことで制度として確立されたものである⁽¹⁰¹⁾。

(97) 日本マルチペイメントネットワーク運営機構「チャネル別金融機関対応状況一覧」参照 (<https://www.jammo.org/html/member/showServiceList>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(98) 全国銀行協会「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート（2020 年度）（概要）」（2021 年 3 月 18 日）3 頁 (https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tax-efficiency/tax-efficiency_report2020_02.pdf)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(99) 組合長が組合員の税金を集めまとめて納付する方法。

(100) 組合長が組合員の納付書、預金払戻請求書、預金通帳等を指定金融機関に一括提出して納付を委託する方法。

(101) 町田市三「口座振替制度実施上の問題点」金融財政事情 16 卷 31 号 40 頁（金融財政事情研究会、1965）。

利用可能税目については、税務署長が納付書送付依頼を受託するか否かは、「その納付が確実と認められ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき⁽¹⁰²⁾」という要件を定めており、実務上、期限後申告の場合を除く、申告所得税及び復興特別所得税の予定納税分、確定申告分及び延納分と、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の中間申告分及び確定申告分に限られており⁽¹⁰³⁾、国が事務手数料を負担しているほか、領収証は発行されない⁽¹⁰⁴⁾。

1 口座振替納付手続

口座振替納付は、納税者が預貯金口座を有する金融機関又は税務署長へ、予め「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(以降、「依頼書」という。)を提出することで、金融機関に対する指定預貯金口座から今後納期の到来する国税に必要な預貯金の払戻し及び納付手続の委任と、所轄の税務署長に対する国税納付に必要な納付書の取扱金融機関への送付依頼が同時に行われる三者間契約である。

よって、依頼書提出以降、納税者の納付すべき税額の納期が到来した時点で、税務署において納付事績が確認できない場合は、税務署長が指定金融機関に納付書を送付し、納付書の受領した金融機関では、振替納付日に納付書記載金額について指定預貯金口座から国税収納金への振替手続が自動的に行われる。

なお、申告納税方式では確定申告書の申告期限と納付期限は同日であるが、申告期限の間際に提出された申告書に基づき納付期限に口座振替手続を行うことは不可能であることから、確定申告に係る振替納付日は法定納期限から

(102) 通則法第 34 条の 2 第 1 項、通則法基本通達 34 条の 2 関係。

(103) 町田・前掲注 (101) 41 頁。振替納税制度導入時は所得税及び法人税とされていたため、現在も過去に提出された依頼書に基づき法人税の口座振替納付手続が行われている税務署がごく少数存在する。

(104) 従前は金融機関から領収書を郵送していたが、費用負担の観点から、会計検査院の「平成 26 年度決算結果報告」において、「金融機関から領収証書を納税者に送付する必要性は高いとは認められない……改善の必要がある」との指摘を受け廃止。

概ね 1 か月後に設定され、振替納付日に振替手続が完了したものについては、期限内に納付されたものとして延滞税の規定を適用する。

2 現状と課題

従前の口座振替納付手続は、金融機関内で窓口納付に準じ納付書及び現金通貨を用いて国庫収納手続が行われていたため、税務署から各金融機関の窓口に納付書を送付する必要があったほか、金融機関でも本人確認のために依頼書に押印された届出印の照合が必要であった。現在は、税務署における納付書送付手續は国税庁から各金融機関への納税情報データ送付⁽¹⁰⁵⁾に変更され、依頼書の提出も e-Tax の利用⁽¹⁰⁶⁾が可能となったほか、多くの金融機関で振替納付日における指定預貯金口座から国税収納金への振替手続はデータセンターでの一括処理となっている。

しかしながら、システム対応が困難な一部の金融機関（漁協等）には納付書を送付する必要があり、書面で提出された依頼書の処理や納税地の異動等に伴う振替納付手続の個別対応⁽¹⁰⁷⁾など、口座振替納付手続に関してシステム化できない固有事務は未だに残っている。

なお、口座振替納付制度は、高齢者等 IT 弱者が利用する納付手段としては効果的であるが、利便性が高い電子納付で代替可能であり、国税組織及び金融機関の業務コスト削減の観点からは、電子納付（ダイレクト納付）へ移行することが望ましい。

第 4 節 納付受託者に対する納付

資金法では、収納機関は国税収納官吏等及び日本銀行とされているが、通

(105) 金融機関によってはデータセンターに一括送付される。

(106) 本人認証手続きを届出印の押印から口座番号等の入力に変更。

(107) 個別対応が必要な場合は、税務署から金融機関の各支店等に口座振替用納付書を送付し、金融機関では納付書受領日から 4 営業日後に預貯金の引落しが行われる。

則法において納税者は国税庁長官が指定する納付受託者（委託収納機関⁽¹⁰⁸⁾）に納付を委託することができる⁽¹⁰⁹⁾とされており、この委託収納機関を利用した納付制度に、「コンビニ納付制度」、「クレジットカード納付制度」及び「スマホアプリ納付制度」がある。この委託収納機関を利用した納付手段では、納付受託者に対して保険会社による保険を契約上義務付けるなど、納付者の納付委託後に発生した事故等が納付者本人に影響を与えないような措置が講じられている⁽¹¹⁰⁾。

また、国税収納金の収納日は収納機関が受入れた日であるが、委託収納機関の事務手続においては、納税者が委託収納機関に納付を委託した日と委託収納機関から日本銀行等収納機関への払込日が一致しないため、納付しようとする者が納付受託者に金銭を納付したとき、又は納付しようとする者の納付委託を納付受託者が受けたときは、金銭の交付を受けた日又は納付委託を受けた日に納付があったものとして延滞税等の規定を適用することとしている。

なお、納付受託者については、会計法規に基づく入札等により選定され、国税庁と収納業務委託契約を締結した業務受託者及び業務受託者が管理する収納窓口となる者は国税庁長官告示により周知される。

1 コンビニ納付制度

コンビニ納付制度は、国税庁長官が指定した納付受託者であるコンビニエンスストアの店舗窓口において、納税者が現金通貨に納付書を添えて納付委託する方法であり、納税者全体の利便性の向上の観点から創設された制度である。この制度創設により、手数料を負担することなく夜間や休日での納付が可能な納付場所が増加し納税者利便性が向上した。

所得税徴収高計算書の提出を要する「源泉所得税及び復興特別所得税」以

(108) 前田・前掲注(56) 115 頁。

(109) 通則法 34 条の 3。

(110) 荒井・前掲注(76) 494 頁。

外の全税目の本税及び附帯税の納付が可能であり、納付委託されたコンビニエンスストアから納税者に払込受領証が発行される。

なお、コンビニ納付は、国税庁との契約により「株式会社電算システム」⁽¹¹¹⁾が各コンビニエンスストア⁽¹¹²⁾を取りまとめ、国税庁への納付情報の送付及び日本銀行代理店への受託金の払込を行っており、国が手数料を負担している。

(1) コンビニ納付手続

コンビニ納付が利用できるのは納付税額が 30 万円以下⁽¹¹³⁾の者に限られ、税務署が発行した⁽¹¹⁴⁾バーコード付納付書（図表 5 下段）、又は、納税者自身が国税庁 HP で作成した納付用 QR コードを、コンビニ店舗に設置されているキオスク端末⁽¹¹⁵⁾に読み取らせて出力されたバーコードを使用しなければならない。

納付情報は、納付受託者が各コンビニエンスストアの受取った納付情報を受託日ごとに 1 日単位で取りまとめ、翌日（送信日が閉庁日に当たる場合は、受託日の翌々日以後の最初の開庁日）までに国税庁に速報として送信した後、納付受託者が納付情報及び払込取扱票等の照合を行い確定した納付情報を、受託日ごとの 1 日単位又は 6 日間を限度として数日間分を取りまとめ、受託日の翌日から起算して 10 取引日以内の速やかな時期に確

(111) 国税庁「『公共調達の適正化に係る情報の公表』令和 6 年 8 月競争入札に係る情報の公表（物品役務等）」(<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.nta.go.jp%2Finformation%2Fprocurement%2Ffiles%2F000002243.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）

(112) くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ナチュラルローソン、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100。

(113) 日本フランチャイズチェーンの防犯上の決済によるものとされている。

(114) 税務署では、「確定税額を期限前に通知する所得税の予定納税等の納付書」、「督促状及び納税催告書」、「賦課課税方式による各種加算税等の納付書」、「納税者からの依頼に基づき発行した納付書」についてバーコード付納付書を発行している。

(115) Loppi 端末：ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
マルチコピー機端末：ファミリーマート

報として国税庁に送信する。

また、受託金は、納付受託者が確報データごとに各国税局及び各税務署単位に取りまとめ、確報データに含まれる最も古い受託日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日までに、ダイレクト納付を利用して日本銀行代理店に払い込む。

(2) 現状と課題

コンビニ納付は、夜間や休日での納付が可能というメリットはあるが、納付可能額に 30 万円の上限があるため利用割合も高くない。また、現金通貨を用いるコンビニ納付は、キャッシュレス納付利用割合を引き下げる要因となっている。

なお、地方税の新たな納付手段として、令和 5 年 4 月 1 日から地方税統一 QR コード（eL-QR エルキューアール）を活用した納付が開始され、納付書に QR コードを印刷（バーコードと併記）し、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付への誘導と金融機関等窓口納付における事務負担の軽減⁽¹¹⁶⁾などの対策が講じられていることから、国税の納付においても、キャッシュレス納付の利用拡大に向け、コンビニ納付利用者をキャッシュレス納付へ誘導するための対策を講じる必要がある。

2 クレジットカード納付制度

クレジットカード納付制度は、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者に納税者が国税の立替払いを委託することにより納付する方法である。この制度の創設によりインターネットを利用できるパソコン等があれば、納付手続や事前準備のために金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅等から 24 時間いつでもクレジットカードによる納付が可能となった。全税目の本税及び附帯税の納

(116) 総務省「地方税統一 QR コードを活用した地方税の納付の開始」(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000351.html)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

付が可能であり、所得税徴収高計算書の提出が必要となる「源泉所得税及び復興特別所得税」の納付についても、e-Tax から所得税徴収高計算書データを送信した後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスする方法により納付が可能となっているが、納税者が納付税額に応じた決済手数料⁽¹¹⁷⁾を負担する。

なお、クレジットカード納付は、国税庁との契約により「株式会社エフレジ」⁽¹¹⁸⁾が各クレジットカード会社⁽¹¹⁹⁾を取りまとめ、国税庁への納付情報の送付及び日本銀行代理店への受託金の払込を行っている。

(1) クレジットカード納付手続

クレジットカード納付を利用する場合は、納税者は納付受託者が運営するクレジット納付専用の外部サイトにアクセスして、納付情報及びクレジットカード情報を入力する方法（直接入力方式）、又は、e-Tax から電子申告等した後に紐づけられる納付情報を除くクレジットカード情報のみ入力する方法（e-Tax 連動方式）により、納付受託者が与信照会後に委託者に代わって立替払い⁽¹²⁰⁾する方法で行われる。利用可能額は、1,000 万円未満⁽¹²¹⁾、かつ当該国税を納付しようとする者のクレジットカードによって決済することができる金額以下であり、利用可能額は納付税額に決済手数料を加えた金額である。

納付情報は、納付受託者が納税者から受託した納付情報データを受託日ごとに取りまとめ、受託日の翌日（送信日が開庁日に当たる場合は受託日の翌々日以後の最初の開庁日）に国税庁に速報として送信⁽¹²²⁾した後、確定

(117) 最初の 1 万円までが 99 円、以降 1 万円を超えるごとに 99 円が加算される。

(118) 国税庁「G-2-4 クレジットカード納付の手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）

(119) Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club。

(120) 纳税者が選択するクレジットカードの支払回数（分割払い、リボルビング払い等）に関わらず納付受託者は一括で立替払いする。

(121) インターネット上でクレジットカード決済を行う際に使用されるネットワーク回線における取扱上限金額等を踏まえたものとされている。

(122) e-Tax 連動方式の場合、与信照会の結果に関する情報を、その都度、リアルタイム

した納付情報を受託日ごと又は 6 日間を限度とした数日間分を取りまとめ、受託日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日までに確報として国税庁に送信する。

また、立替金は、納付受託者が確報データごとに各國税局及び各税務署単位に取りまとめ、確報データに含まれる最も古い受託日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日までに、ダイレクト納付を利用して日本銀行代理店に払い込む。

(2) 現状と課題

我が国におけるクレジットカードの保有率 87%、利用率 82%といずれも高水準にある⁽¹²³⁾が、国税の納付手段としての利用は 2.0%と低調である。一般的にクレジットカードを使用する場合、決済手数料は店舗側が負担し、カード使用者は支払方法（リボ払い・分割払い）に関する手数料のみ負担するが、クレジットカード納付では必要な決済手数料は全て納税者負担となっていることが利用割合の低調な要因の一つとして推察される。

3 スマホアプリ納付制度

スマホアプリ納付制度は、近年、スマートフォンを使用した決済サービスが一般化する中で、一部の地方税や公共料金の支払いの場面においてもスマートフォン決済が導入されている状況を踏まえ、納付手段の多様化と納付手続における非対面化を目的に創設された、インターネット上のスマートフォンアプリの支払機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者に納税者が電子マネーで国税の支払いを委託することにより納付する方法である。この制度においても、スマートフォンを使用して自宅等から 24 時間いつでも納付が可能となっているが、国が手数料を負担している。

に送信する。

(123) JCB 「【キャッシュレスに関する総合調査】2023 年版調査結果レポート」 3 頁 (https://www.global.jcb/ja/press/news_file/file/240315.pdf) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

全税目の本税及び附帯税の納付が可能であり、所得税徴収高計算書の提出が必要となる「源泉所得税及び復興特別所得税」の納付についても、クレジットカード納付と同様に、e-Tax を使用して、所得税徴収高計算書データを送信することで納付が可能となっている。

なお、スマホアプリ納付は、国税庁との契約により「GMOペイメントゲートウェイ株式会社」⁽¹²⁴⁾が各スマホアプリ決済事業者⁽¹²⁵⁾を取りまとめ、国税庁への納付情報の提供及び日本銀行代理店への受託金の払込を行っている。

(1) スマホアプリ納付手続

スマホアプリ納付を利用する場合は、納税者は e-Tax を利用して申告書等データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される納付書区分番号通知から、納付受託者が運営するスマホアプリ納付専用の外部サイト（「国税スマートフォン決済専用サイト」）へアクセスして、利用する決済アプリを選択し、「納付」ボタンをタップすることで納付手続は完了する⁽¹²⁶⁾。利用可能額は 30 万円以下⁽¹²⁷⁾、かつ利用者が使用するアプリ事業者によって決済することができる金額以下である。

納付情報データは、納付受託者が納税者から受託した納付情報を受託日ごとに取りまとめ、受託日の翌日（送信日が閉庁日に当たる場合は受託日の翌々日以後の最初の開庁日）に国税庁に速報として送信された後、確定した納付情報を受託日ごと又は 6 日間を限度とした数日間分が取りまとめ、受託日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日までに確報

(124) 国税庁「G-2-5 スマホアプリ納付の手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）

(125) PayPay、d 払い、auPAY、メルペイ、amazonPay、楽天 Pay

(126) 納付情報は自動的に e-Tax から引き継がれる。

※外部サイトへのアクセス方法は、「e-Tax 連動方式」、「QR コード読み取り方式」、「直接入力方式」の 3 通りがあつたが、税務行政における DX を推進する観点から、令和 7 年 2 月から e-Tax 連動方式に集約された。

(127) スマホアプリ納付制度の創設当時、先行して導入が進んでいた地方公共団体におけるスマホアプリ納付の上限が 30 万円とされていたことや、収納代行業者やスマートフォンを使用した決済サービス会社に決済額に応じたコスト負担が発生すること等を踏まえたものとされている。

として国税庁に送信される。

なお、受託金は、納付受託者が確報データごとに各國税局及び各税務署単位に取りまとめ、確報データに含まれる最も古い受託日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日までに、ダイレクト納付を利用して日本銀行代理店に払い込む。

(2) 現状と課題

我が国におけるスマホアプリによる QR コード決済の保有率は 78%、利用率は 71% といずれも高水準にあり⁽¹²⁸⁾、国税の納付手段として導入後 2 年経過し、利用割合は 0.9% と低いものの、市場における QR コード決済の利用状況はクレジットカードを上回っており⁽¹²⁹⁾、次年度以降の利用割合の増加が見込まれる。

スマホアプリ納付利用割合の拡大には、納付可能額の見直しが有効と思われるが、スマホアプリ決済事業者ごとに異なる決済上限額が定められており、納付可能額の見直しは困難が予測される。また、国が決済手数料を負担しているため、利用割合の増加は直ちに歳出（業務コスト）の増加につながることを念頭に置かなければならない。

第 5 節 その他の納付手段

これまで国内における納付手段について概説したが、経済のグローバル化及びデジタル化に伴う企業や個人による経済活動が複雑化・多様化し、海外転勤等による出国者で国内に不動産を所有する者など、国外居住者でありながら我が国の申告義務が必要な者も増加している。税法では国外納税者のような収納機関を利用する方法が限られる者のための納付手段が定められている。

(128) JCB・前掲注(123) 3 頁。

(129) JCB・前掲注(123) 4 頁。

1 納税管理人制度

納税管理人制度は、本邦内に住居所等を有しない納税者が、納税者本人に代わって申告書等の提出その他国税に関する事項を処理させるために、納税者の選任により置かれる代理人制度である。その歴史は古く、わが国の税制は、明治以来、大正、昭和初期に至るまで地租を中心に組み立てられてきたため、納税義務者が納税義務を負う場所に住居所等を有しない場合の納税管理人の規定は、旧徵収法に一般法たる規定があったほか、個別税法に特例が設けられていたが、通則法の制定に伴い各税法に共通して適用される部分が統一されたものである⁽¹³⁰⁾。

個人納税者が本邦内に住居所を有しない又は有しなくなる場合や、外国法人納税者が本邦内に事務所又は事業所を有しない又は有しなくなる場合には、納税管理人を選任しなければならないが、納税管理人には特別な資格を要さず、できるだけ納税者の納税地を管轄する税務署の管轄区域内に住所等を有する個人又は法人で、その委任事務の処理について便宜を有する者から選任される⁽¹³¹⁾。

納税管理人は納税者の委任による代理人としての性格を持っており、その権限の範囲内で行った行為は、直接その納税者に効力を生じ、解任又は納税者の死亡等により権限が消滅するが、不服申立てや訴訟の代理権は有していない。したがって、納税管理人の事務範囲は、納税者が行うべき申告、申請、請求、国税の納付又は還付金の受領、書類の提出及び税務署が発する書類の受領であり、納税者が滞納した場合に租税債務を負うのは納税者本人である。

(1) 納税管理人の選任手続

納税者が納税管理人を選任したときは、納税地を管轄する税務署に、納税地、海外の住所所、納税管理人の住所所及び納税管理人を定めた理由を記載した「納税管理人の届出書」の提出しなければならない。しかしながら、経済活動のグローバル化に伴い国内に拠点を有しない者の課税関係が

(130) 武田・前掲注(77) 5211-3 頁。

(131) 通則法 117 条 1 項、通基通(徵) 117-3。

増加していることを受け、令和 3 年度の改正において、納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長は、当該納税者に対し理由を付し期日を定めて、納税管理人の届出書の提出を書面で求め⁽¹³²⁾、それでも提出がない場合は、所轄税務署長が本邦内に住居所を有する親族や外国法人の子会社等を納税管理人に指定できる⁽¹³³⁾こととされた。

(2) 現状と課題

納税管理人制度は、令和 3 年度の改正により課税調査に関する権限強化が図られたところであるが、滞納が発生した際は、国税組織は納税管理人に対して督促等による国税債権の請求行為までしかできない。納税者本人に支払いの意思がない場合には、我が国の徴収権限が及ばない国外納税者に対しては徴収共助より居住国に徴収を依頼する必要があるが、徴収共助は相手国の協力により成立するものであり、確実に収税できるものではない。

2 国外納付制度

国外納付制度は、銀行の国際送金を利用して納付する方法であり、令和 3 年度に納税管理人制度の改正に合わせて新たに創設された制度である。国外に住居所（宿泊施設に滞在する者など住所又は居所に類する場所を有する者を含む。）を有する者が国税を納付する場合は、居住国の金融機関の営業所、事務所その他これらに類するものを通じて、その税額に相当する金銭をその国税の収納を行う税務署の国税収納官吏等の預金口座に対して払込みすることにより納付することができる⁽¹³⁴⁾こととされた。所得税徴収高計算書の提出を要する「源泉所得税及び復興特別所得税」以外の全税目で利用が可能であり、送金に必要な費用はすべて納税者が負担する。

なお、国税収納金の収納日は収納機関が受入れた日であるが、国外からの

(132) 通則法 117 条 3 項。

(133) 通則法 117 条 5 項。

(134) 通則法 34 条 5 項。

銀行送金は国税収納官吏等の銀行口座に入金されるまでにタイムラグが生じるため、国外納付者が国外金融機関を通じて送金した日に納付があったものとして延滞税等の規定を適用することを定めている。

(1) 国外納付手続

国外納付制度を利用する場合は、納税者は、東京国税局（徴収部特別整理総括第 1 課管理係）に設置している「国外納付専用窓口」に電話連絡し、具体的な納付手順と注意事項の説明を受けた後、居住国の金融機関を通じて、東京国税局の国税収納官吏等が国外納付のために国内銀行に開設した口座（以降、「納税専用口座」という。）に円建てで送金手続を行い、納付書及び国外金融機関を通じて送金したことを証する書類（国外金融機関が発行する振込明細等）を、電子メールで国外納付専用窓口担当職員に送信する。

なお、納税者から電子メール受信した国税収納官吏等は、納税専用口座への入金を確認した後、納税者に国際郵便で領収書を送付し、納税専用口座に入金された国税収納金を日本銀行代理店に払い込む。

(2) 現状と課題

令和 4 年 1 月 4 日の運用開始から概ね 2 年が経過し、利用件数は令和 4 年度の約 80 件から令和 5 年度の約 300 件に増加⁽¹³⁵⁾しており、全体的な納付件数と比較してごく少数ではあるが、納税者からの電話連絡を必須しながら、東京国税局で対応可能な時間帯が限られている⁽¹³⁶⁾ことや、国外納付手続以外の問合せは所轄税務署の対応となる⁽¹³⁷⁾など、国外納付制度は国外納税者にとって不便な手続となっていることから、より利便性の高い納付手続を検討する必要がある。

(135) 国税庁として公表された資料はなく、本論作成のため概数の提供を受けたものであり正確な数字ではなく、納付手段別件数（図表 4）の税務署窓口に含まれる。

(136) 土曜日、日曜日、祝日等を除く開庁日の日本時間で 8：30～17：00

(137) 国税庁「G-2・9 国外から利用可能な納付手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/nofu_tetsuduki.htm)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

※「納付する税目、金額等がご不明な場合は、事前に所轄の税務署又は国税局（所）にお問い合わせください。」の記載がある。

小括

原則的納付手段以外は、いわゆるキャッシュレス決済を利用して収納機関に資金と納税情報を引渡す方法だが、国内金融機関に預貯金を有しない等の理由から、国外納税者自身で収納機関（委託収納機関を含む）に資金と納付情報を渡す術がない場合は、国外納税者は納税管理人制度又は国外納付制度のいずれかを利用して納付手続を行うことになる。

納税管理人制度では、納税管理人には特別な資格を要さないとはいっても、納税管理人に納税者自身の税務情報を管理させ、納税者の権利を代理して行使させる以上、納税者と納税管理人の間には一定の信頼関係が必要であるが、我が国に在留経験がない国外納税者には金銭を預けられるような信頼できる者が存在する可能性は低く、納付手段として納税管理人制度を利用する可能性は低いと想定される。したがって、我が国に在留経験がない国外納税者の納付手段として国外納付制度が利用されることが想定されるが、電話連絡を前提とした手続は、時差や国税局の開庁時間を考慮すると連絡可能な時間帯が限られるため、納税者にとっての利便性は低いと言わざるを得ない。デジタル化が進んだ現代においては、e-Tax や電子メールなどオンラインで手続きが完了するような手続の簡略化及び簡素化が求められる。

なお、本章において現行の納付制度を整理した際に表面化した、各納付手段における手数料の負担者に関する問題については改めて整理が必要である。現在、国税庁ではキャッシュレス納付を推進しているが、各納付手段に係る支出額は公表されておらず、特に委託収納機関を利用する納付手段では、国は決済手数料に加え業務委託費を支出していることから、業務コストの削減効果の検証が求められる。

現在、市場における一般的な決済手数料については、クレジットカード決済で 4~7%、交通系 IC を含む電子マネー決済で 3~4%、PayPay などのスマホ

アプリ（QR コードやバーコード）決済で 1～3%⁽¹³⁸⁾、コンビニの収納代行手数料は、1 万円未満 110 円、1 万円以上 5 万円未満 220 円、5 万円以上 440 円～550 円と言われており⁽¹³⁹⁾、現時点における委託収納機関の納付件数割合はそれほど高くないものの、キャッシュレス納付の普及拡大により委託収納機関の納付件数割合が増加傾向にあることを踏まえれば、業務コストは年々増加していくことになる。

国税庁は、クレジットカード納付の手数料を納税者負担とする理由について、「クレジットカード納付は、国税庁長官が指定した民間の納付受託者が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより国に納付する仕組みとなっています。このため、納付受託者が国へ納付した後、利用者から代金が支払われるまでの間、一定のタイムラグが生じることとなり、納付受託者は貸倒リスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることとなります。決済手数料は、このような納付受託者のリスクや利用者自身が享受する利益に対して納付受託者が決定しているものであることから、利用者自身がご負担していただく必要があります。なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。⁽¹⁴⁰⁾」と説明している。

一方で、国が手数料を負担しているスマホアプリ納付は、事前に電子マネーをチャージして使用するものではあるが、チャージした電子マネーの清算手段には、後払い（携帯料金合算払い、クレジットカード払い）、即時払い（銀行口座即時引落、デビットカード払い）、前払い（コンビニ等での現金払い、ATM 払い）の 3 種類があり、後払い清算を選択する者も多い⁽¹⁴¹⁾。クレジットカード

(138) USEN「【店舗向け】キャッシュレス決済の手数料はどのくらい？主要サービスの比較一覧も紹介」(<https://usen.com/column/payment/cashless-commission.html>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(139) マイナビ「コンビニ払込手数料はいくら？ 値上げ後の金額とコンビニ別の手数料比較」(<https://news.mynavi.jp/article/20220215-2259474/>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(140) 国税庁「クレジットカード納付の Q&A Q 1・5」(https://www.nta.go.jp/taxes/etsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit_qa.htm) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(141) MMD 研究所「2023 年 1 月スマートフォン決済利用動向調査 第 2 弾」(<https://m>

等を利用した後払い清算利用者は、クレジットカード納付と同様に、手数料を納税者負担としなければ、利用上限額が高いクレジットカード納付のみ納税者に手数料負担を求められることになり、納付手段としての公平性に欠けると言わざるを得ない。

以上のことから、手数料負担の在り方について改めて検討・整理する必要があると考えるが、決済手数料を全て国負担とする場合は業務コストの増加につながることになり、改めて納税者負担とする場合は納税者の反発が予想される。決済手数料は決済事業者におけるシステム維持費や取引処理費用等により構成されているものであるから、日本銀行代理店として国庫収納事務を担う金融機関が提供する電子納付や振替納税は、原則的納付手段に準ずるものとして国が手数料を負担し、金融機関以外の決済事業者の決済手段を利用する納付手段については納税者が手数料を負担すると整理することも可能と思われる。

いずれにしても、各納付手段において国が手数料を負担する場合は、業務コストの増加が避けられないことから、納税者の利便性や国の業務量削減という観点だけではなく、コスト面も含めた効果的かつ効率的な納付手段となるよう検証を進め、必要に応じて納付手段の取捨選択についても検討する必要があるだろう。

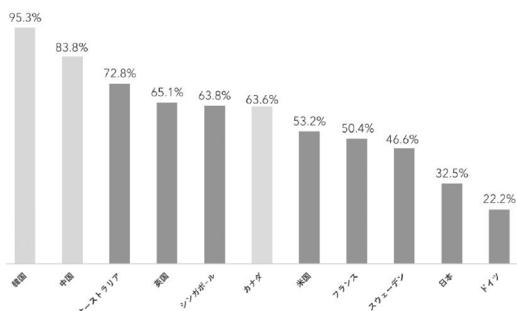
第 3 章 諸外国における納付手段

納付手段の多様化は、その国において新たな決済手段が構築され国民に広く普及することで進展する。諸外国における様々な納付手段の利用割合は公表されていないが、各国の納付手段には市場における主要な決済手段が反映され、その国の特徴が表れているため、それぞれの国における決済動向及び納付手段を確認する。

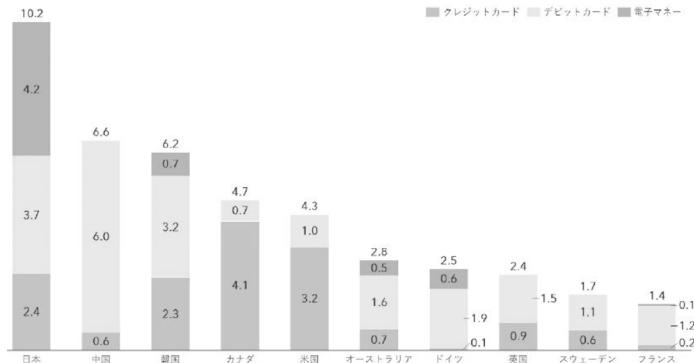
第 1 節 各国市場の決済動向

市場における決済手段は、クレジットカードやインターネットの普及によりキャッシュレス化が進み、近年はモバイル端末を利用した決済サービスの拡大によりキャッシュレス化が加速している。各国における決済手段の利用割合には、その国の政策や決済インフラ基盤、文化や習慣及び法制度が反映され、国によって好まれる決済手段は異なっており、キャッシュレス決済の比率（図表 8）やキャッシュレス決済手段の保有状況（図表 9）にも表れている。

図表 8 世界主要国におけるキャッシュレス決済比率（2021 年）⁽¹⁴²⁾



(142) 日本キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2023」10 頁 (<https://paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/roadmap2023.pdf>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

図表 9 世界主要国のキャッシュレス決済手段の保有状況（2021 年）⁽¹⁴³⁾

1 アメリカ

アメリカでは、1958 年にクレジットカードが市場に導入されて以降、クレジットカードやデビットカードによる支払いが一般的となつており、2023 年時点での成人のクレジットカードの保有率は 82%である⁽¹⁴⁴⁾。また、Pay Pal や Apple Pay、Google Pay などの人気デジタル決済サービスの誕生国であり、近年はデジタルウォレットやモバイル決済（QR コードを含む。）のほか、Venmo や Zelle、Cash App などの個人間送金アプリの利用が拡大している⁽¹⁴⁵⁾⁽¹⁴⁶⁾。

2023 年における決済手段の利用割合は、電子商取引では、デジタルウォ

(143) 日本キャッシュレス推進協議会・前掲注（142）10 頁。

(144) CapitalOne Shopping Research."Credit Card Ownership & Usage Statistics"(<https://capitaloneshopping.com/research/credit-card-ownership-statistics/>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(145) Stripe「アメリカでの決済：徹底ガイド」(<https://stripe.com/jp/resources/more-payments-in-the-united-states-an-in-depth-guide>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(146) 日本貿易振興機構「米国はデジタル決済手段が発達、格差問題も」(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/fdcbb297b666524a.html>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

レット⁽¹⁴⁷⁾37%、クレジットカード 32%、デビットカード 19%、A2A⁽¹⁴⁸⁾5%、BNPL⁽¹⁴⁹⁾5%、プリペイドカード 1%、代金引換 1%、対面取引では、クレジットカード 41%、デビットカード 28%、デジタルウォレット 15%、現金⁽¹⁵⁰⁾12%、プリペイドカード 3%、POS ファイナンス⁽¹⁵¹⁾1%であり、クレジットカードのシェアは、VISA61%、Mastercard25%、American Express 7%、その他 7%である⁽¹⁵²⁾。

2 カナダ

カナダの決済手段もクレジットカードやデビットカードによる支払いが一般的である。Apple Pay や Google Pay などのデジタルウォレットは、スマートフォンで安全かつ非接触での支払いを行う方法として人気を集めており、2023 年上半期、消費者の 51%が店頭での支払いにデジタルウォレットを使用し、26%がアプリでの支払いにデジタルウォレットを使用している⁽¹⁵³⁾。

カナダは電子決済の導入における先進国であり、高度な金融システムを確立している。中央銀行であるカナダ銀行（Bank of Canada）は、2016 年か

(147) 消費者が電子商取引や販売時点管理で商品やサービスの支払いを行えるアプリ。パスルー型、ストアードバリュー型、モバイルマネー型などを含み、Apple Pay、Google Pay、Pay Pal などのグローバルブランド及びローカルのウォレットを含む。

(148) カードネットワークを経由せずに、一方から他方へ直接行われる電子決済。

(149) 後払い（Buy Now Pay Later）。BNPL サービスプロバイダーは、購入時に販売者と支払いを決済し、消費者が後日商品やサービスの支払いを行えるようにする。購入者は、合意された期間内に利息なしで分割払い返済する。

(150) 小切手を含む。

(151) 販売時点で消費者に提供される信用。小売業者が提供する取り置き融資、金融機関、Klarna、Afterpay、Affirm などのサードパーティ BNPL サービスが提供する信用を含む。

(152) Worldpay."THE GLOBAL PAYMENTS REPORT 2024".p153 (<https://web3unplugged.io/wp-content/uploads/2024/09/THE-GLOBAL-PAYMENTS-REPORT.pdf>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(153) Stripe「カナダでの決済処理：事業者向けクイックガイド」(<https://stripe.com/jp/resources/more/payment-processing-in-canada-a-quick-guide-for-businesses>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

ら決済システムを近代化するための複数年にわたる多段階の取組を主導し、電話番号またはメールアドレスを利用して送金が可能な、個人間送金(P2P)及び小口取引向けの電子決済システムである「Interac e-Transfer」や、カナダ銀行と Payments Canada が共同で運営する大口の銀行間決済や国際的な決済への対応を目的とした「Lynx」と呼ばれるリアルタイムグロス決済(RTGS)システムが導入され平日 24 時間稼働しているほか、2025 年には個人や企業間の小口送金を数秒以内に処理することを目的に、24 時間 365 日稼働する「Real-Time Rail (RTR)」と呼ばれる新しいリアルタイム決済システムの導入が予定されている⁽¹⁵⁴⁾。

2023 年における決済手段の利用割合は、電子商取引では、クレジットカード 47%、デジタルウォレット 27%、デビットカード 10%、A2A 7%、BNPL 5%、プリペイドカード 2%、前払い 1%、代金引換 1%、対面取引では、クレジットカード 50%、デビットカード 27%、デジタルウォレット 12%、現金 6%、POS ファイナンス 3%、プリペイドカード 1% であり、クレジットカードのシェアは、VISA44%、Mastercard28%、Interac25%、American Express 3 % である⁽¹⁵⁵⁾。

3 イギリス

イギリスで最も利用されている決済方法はデビットカードである。2015 年の Monzo(モンゾ) の誕生を筆頭に次々と登場したチャレンジャーバンク⁽¹⁵⁶⁾が、デビットカード利用者の増加に寄与したと言われている。人口の 97% 以上⁽¹⁵⁷⁾がデビットカードを所有しており、ビジネスの大小を問わず使用でき

(154) PAYMENT CANADA "The Real-Time Rail Quarterly Update with Jude Pinto:2025 Q2" (<https://www.payments.ca/real-time-rail-quarterly-update-jude-pinto-2025-q2>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(155) See supra note (152), p.151.

(156) チャレンジャーバンク：銀行業務ライセンスを取得して主にモバイルで銀行のサービスを提供する事業者。代表例として、Atom Bank (英)、Monzo (英)、N26 (独)、Nubank (伯)、Kakao Bank (韓) など。

(157) UK Finance."UK Payment Markets 2024".(<https://www.ukfinance.org.uk/system/files/2024-01/UKPM2024.pdf>)

るうえ、オンラインショッピングでの利用も一般的となっている⁽¹⁵⁸⁾。Apple Pay や Google Pay などのモバイルウォレットや非接触型カードを用いた非接触型決済も急速に普及しており、POS 端末にクレジットカードまたはモバイルデバイスを近づけることで、クレジットカードまたはデビットカードでの支払いが可能であり、流通しているデビットカードの 93%、クレジットカードの 94% に非接触型機能が搭載されている⁽¹⁵⁹⁾。

2023 年における決済手段の利用割合は、電子商取引では、デジタルウォレット 38%、クレジットカード 24%、デビットカード 22%、A2A 7%、BNPL 7%、プリペイドカード 1%、代金引換 1%、対面取引では、デビットカード 46%、クレジットカード 28%、デジタルウォレット 14%、現金 10%、プリペイドカード 2%、POS ファイナンス 1% であり、使用されるクレジットカード会社の割合は、VISA 68%、Mastercard 31%、American Express 2% である⁽¹⁶⁰⁾。

4 スウェーデン

スウェーデンは決済イノベーションのリーダーであり、クレジットカード、デビットカード及びモバイル決済が一般的である。スウェーデンは人口密度が低いことに加え、冬が長く降雪量も多く、気候条件に伴う現金運搬・運用といったコストが膨れ上がるため、国や企業も可能な限り現金を扱わないような環境を整備している。交通系 IC カードの使用を促すため、公共機関のほとんどの券売機は現金の取扱いがなく、レストランでの食事や街中でのショッピング、教会の寄付、観光名所の入場料、小規模店舗などでもクレジットカードやデビットカードが使用できる環境が整えられている⁽¹⁶¹⁾。特に、ス

em/files/2024-07/summary%20UK%payment%20Markets%202024.pdf) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(158) Stripe「イギリスでの決済：徹底ガイド」(<https://stripe.com/jp/resources/more-payments-in-the-united-kingdom-an-in-depth-guide>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(159) Stripe・前掲注 (158)。

(160) See supra note (152), p.113.

(161) 三井住友カード「キャッシュレス先進国・スウェーデンから現金が消えた理由」(h

ウェーデンの主要銀行が共同で開発した、24 時間 365 日、即時に無料で銀行間の資金移動が可能なスマートフォン用のモバイル決済システム「Swish」⁽¹⁶²⁾や、オンラインショッピング等の EC サイトでの決済時に、立替払いにより消費者に商品代金の後払いサービスを提供する「Klarna」、アプリをダウンロードすれば手持ちのスマートフォンやタブレット端末で決済サービスが利用可能となり、専用のカードリーダーも無料で提供されるカード決済モバイルアプリ「iZettle」⁽¹⁶³⁾（PayPal に買収され現在は「Zettle by PayPal」）などの新たな支払手段が決済手段の利用割合に与える影響は大きい。

2023 年における決済手段の利用割合は、電子商取引では、A2A30%、BNPL21%、クレジットカード 16%、デジタルウォレット 15%、デビットカード 14%、プリペイドカード 1%、前払い 1%、代金引換 1%、その他 1%、対面取引では、デビットカード 48%、クレジットカード 20%、デジタルウォレット 20%、POS ファイナンス 5%、現金 5%、プリペイドカード 2 % であり、使用されるクレジットカード会社の割合は、Mastercard71%、VISA28%、American Express 2 % である⁽¹⁶⁴⁾。

5 シンガポール

シンガポールでは、クレジットカードが主要な決済手段として広く利用されているが、「GrabPay」や「PayNow」、「PayLah!」などのモバイル決済や、生体認証を用いた非接触型決済などのデジタルウォレットやモバイル決済の利用も拡大している。政府主導で、送金相手の携帯電話番号や ID 番号（会

<https://www.smbc-card.com/mem/hitotoki/column/sweden.jsp>（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(162) 上田大介ほか、『『デジタル時代のイノベーションに関する研究会』報告書第 7 章スウェーデンの動向』9・10 頁（財務省総合政策研究所、2019）(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213409/www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report07.pdf)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(163) 上田・前掲注 (162) 10・11 頁。

(164) See supra note (152), p.109.

社の場合は企業登録番号）があれば、銀行口座がわからなくても送金できるサービス「PayNow（ペイナウ）」や、20種類以上もの電子決済手段を統一する規格「シンガポール QR コード（SGQR）」が導入され、消費者と事業者の双方にとって利便性が向上しているほか、Fintech 企業の誘致・支援も積極的に行っている。

2023 年における決済手段の利用割合は、電子商取引では、クレジットカード 42%、デジタルウォレット 37%、A2A 8%、デビットカード 7%、BNPL 3%、プリペイドカード 1%、前払い 1%、代金引換 1%、対面取引では、クレジットカード 37%、デジタルウォレット⁽¹⁶⁵⁾22%、デビットカード 20%、現金 15%、プリペイドカード 4%、POS ファイナンス 2%であり、使用されるクレジットカード会社の割合は、VISA36%、NETS28%、Mastercard27%、American Express 5%、Diners Club 2%、UnionPay（銀聯）1%である⁽¹⁶⁶⁾。

6 韓国

韓国では政府によるカードの普及推進策として、「年間クレジットカード利用額の 15% の所得控除（上限 30 万円）」、「宝くじの権利付与（1,000 円以上利用で毎月行われる当選金 1 億 8 千万円の宝くじ参加権の付与）」、「年商 240 万円以上の店舗でのクレジットカード取扱義務付け」が実施され、韓国のキャッシュレス決済比率は世界でも最も高い水準となっている⁽¹⁶⁷⁾。

ここ数年は、オンラインでの利便性とともに、クレジットカードを持ち歩く必要がないことから、「Samsung Pay」、「Naver Pay」、「KakaoPay」などのモバイル決済やバーコード・QR コード等を利用した非接触型決済へと移

(165) PayNowQR コードによる支払いが含まれる。

(166) See supra note (152), p.71.

(167) 中尾陸ほか「『デジタル時代のイノベーションに関する研究会』報告書 第 9 章 韓国の動き」7 頁（財務省総合政策研究所、2019）（https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213409/www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report09.pdf）（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

りつつあり⁽¹⁶⁸⁾、その割合はキャッシュレス決済全体の 52.1%に拡大している。⁽¹⁶⁹⁾

2023 年における決済手段の利用割合は、電子商取引では、クレジットカード 56%、デジタルウォレット 27%、デビットカード 7%、A2A 5%、BNPL 1%、プリペイドカード 1%、前払い 1%、その他 1%、対面取引では、クレジットカード 58%、デジタルウォレット 15%、デビットカード 7%、現金 10%、プリペイドカード 2%、POS ファイナンス 2%であり、使用されるクレジットカード会社の割合は、VISA 20%、新韓 16%、Mastercard 15%、UnionPay（銀聯）8%、BC 7%、JCB 4%、American Express 2%、その他 36%である⁽¹⁷⁰⁾。

第 2 節 諸外国の納付手段

諸外国においても複数の納付手段を提供しており、番号制度等と納付手段を連携させることで手続の簡略化が図られるとともに、市場でのニーズが高い決済手段であってもコスト面から納付手段として利用していない国があるなど、納付手段にその国の特色が表れている。

1 アメリカ

米国内国歳入庁（IRS）は、納税者が税金を支払うための複数の手段を提供しており、国内銀行に預貯金口座を有しておらず、かつ他の納付手段が選択できない国外納税者に向けて、国際銀行送金を利用した納付手段を準備し

(168) 日本貿易振興機構「拡大・多様化するキャッシュレス決済（韓国）」(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/f779423f2b5d1555.html>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(169) 西日本シティ銀行「NCB 海外レポート KOREA NOW!!～財布の要らない社会～」(https://www.ncbank.co.jp/hojin/asia_information/chuzaiin_news/pdf_files/seoul_202412.pdf?utm_source=chatgpt.com)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(170) See supra note (152), p.73.

ている⁽¹⁷¹⁾。

また、IRS 公式ウェブサイトでは、納税者及び税務代理人は IRS オンラインアカウント (ID.me⁽¹⁷²⁾) を利用して、申告書の提出及び納税に関する手続ができるほか、申告書の主要データ等税務記録や未納額等納税情報などの税務記録をオンラインで確認可能である。

(1) 電子納付（オンライン決済）

イ 銀行口座からの直接支払い (Direct Pay)

IRS の公式ウェブサイトを通じて、銀行口座から直接支払う方法であり、手数料負担はない。1 年以内の期間で支払予約や定期的な支払いが可能であるが、1 回の支払額が 1,000 万ドル未満、支払回数は 1 日 2 回までとされているほか利用可能時間に制限がある。IRS オンラインサービスの一部である支払機能はシステム利用登録しなくとも利用することができる。

ロ 電子連邦納税システム納税サービス (EFTPS)

EFTPS は、米国財務省によって無料で提供されている銀行口座からの直接支払いができるシステムである。利用時間や取扱金額の制約はないが、システムへの事前登録が必要である。

ハ 電子資金引出 (EFW)

EFW は、税務準備ソフトウェアまたは税務専門家を通じて連邦税を申告する場合のみ使用可能である。連邦税申告書を電子ファイルで提出する際に EFW 支払を申込む（指定する金融機関等や納税額、支払日等を記載）と、指定支払日に指定金融機関から納税額が引き落とされる。

(2) カード等決済

クレジットカード、デビットカード及び送金サービス (Click to Pay、

(171) IRS."Make a payment".(<https://www.irs.gov/payments>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(172) アメリカのオンライン ID ネットワーク会社が提供するオンラインで法的な身元の証明を提供できるサービス。31 の州、複数の連邦機関、500 以上の有名ブランド小売業者と提携している。

PayPal、Venmo) による納税は、「Pay1040」と「ACI Payment」の専用サイトを通じて利用することができる。2 社がそれぞれ各事業者を取りまとめており、両社で取扱い可能なカード会社⁽¹⁷³⁾や手数料⁽¹⁷⁴⁾は異なるが、手数料は納税者負担である。

(3) プリペイドカード

購入したプリペイドカードを IRS の公式モバイルアプリ「IRS 2 Go」にチャージして納付することができる。IRS 2 Go アプリは、Direct Pay やクレジットカード等による納付などの他のキャッシュレス納付手段も利用可能であるほか、申告書の提出や還付状況の確認も行うことができる。

(4) 小切手等

小切手、郵便為替等は郵送での支払いが可能であり、郵送に必要な費用は納税者が負担する。小切手等には、住所、氏名、電話番号、社会保険又は雇用保険番号、課税年度、関連する納税申告又は通知番号の記載が必要であり、1 億ドル以上的小切手等は使用できない。

(5) 現金通貨

イ バーコード納付

「Pay1040」又は「ACI Payment」にバーコード発行を依頼（有効期限は 20 日間）し、受け取ったバーコードに現金を添えてウォルマート等の小売店（Vanilla Direct 加盟店）で、500 ドルを上限に支払うことができる。バーコードの発行費用（1.5 ドル）は納税者が負担する。

ロ IRS 納税者支援センター

(173) Pay1040 : Visa、Mastercard、Discover、American Express、STAR、Pulse、NYCE、Accel、AFFN、Cirrus、Interlink、Jeanie、Shazam、Maestro、Click to Pay、PayPal.
ACI Payment : Visa、Mastercard、Discover、American Express、STAR、Pulse、NYCE、Click to Pay、PayPal、Venmo.

(174) Pay1040 : 個人用デビット 2.15 ドル、クレジット 1.75%、法人用クレジット又はデビット 2.89%。
ACI Payment : 個人用デビット 2.1 ドル、クレジット 1.85%、法人用クレジット又はデビット 2.95%。

納税者が支払希望日の 30~60 日前に電話予約した上で、予約日に IRS 納税者支援センターで現金で支払うことが可能である。支払時には政府発行の身分証明書（社会保険番号又は雇用保険番号）の提示が求められる。手数料は発生しないが、IRS 紳税者支援センターでは、納税者の安全確保の観点から事前に受入準備を行う必要があるため、現金払いの受け入れが可能な IRS 紳税者支援センターは限られる。

(6) 銀行送金（同日電信支払）

IRS が提供する「SAME—DAY WIRE TAXPAYER WORKSHEET（即日送金納税者ワークシート）」を使用して、国内金融機関からの電信送金で支払うことができるが、電信送金に必要な手数料は納税者が負担する。

(7) 国際銀行送金

米国の国内銀行に口座を持っていない国外納税者で、他に利用できる納付手段がない場合は、外国銀行から国際銀行送金により IRS の銀行口座に入金する方法で納付が可能であり、送金手数料は納税者が負担する。国際銀行送金に必要な情報は IRS ホームページで公表しており⁽¹⁷⁵⁾、外国銀行窓口に IRS が提供する即日送金納税者ワークシートを提出してドル建てで送金を依頼する。

2 カナダ

CRA（カナダ歳入庁）は、納税者が税金を支払うための複数の方法を提供している⁽¹⁷⁶⁾。また、CRA は、税金以外に年金や各種給付金を取り扱っており、オンラインサービスが充実している。納税者及び税務代理人は、CRA オンラインアカウント⁽¹⁷⁷⁾を利用して、住所、氏名、電話番号、還付を受けるた

(175) IRS.”Foreign electronic payments – Tax type codes”.(https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/foreign-electronic-payments-tax-type-codes) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(176) CRA.”Make a payment”.(https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/payments-cra/individual-payments/make-payment.html) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(177) オンラインアカウントの取得には社会保障番号 (SIN)、仮納税番号 (TTN)、個人

めの金融機関口座情報等を登録し、申告書の提出や納税、申告書の主要データ等の税務記録や未納額等の納税情報などの税務記録の閲覧以外に、児童手当や低所得労働者給付金の申請を行うことができる。

(1) 電子納付（オンライン決済）

イ ネットバンキング等

納税者が金融機関のネットバンキング又はモバイルバンキングにログインし、社会保障番号又はビジネス番号を利用して即時払い又は支払予約する方法であり、24 時間 365 日利用することができる。

ロ CRA オンラインサービス

納税者が CRA オンラインサービスを通じて事前承認デビットを作成し、金融機関への支払予約を行う方法であり、最初の支払日は事前承認デビットを作成した日から 5 営業日以降とする必要がある。

(2) カード等決済

イ クレジットカード決済

クレジットカード決済は、「Plastiq」と「Pay Simply」の 2 社がそれぞれ各事業者を取りまとめている。両社の取扱うカード会社⁽¹⁷⁸⁾及び手数料は異なっており、手数料は納税者が負担する。

ロ デビットカード決済

(イ) CRA オンラインサービス

CRA オンラインサービスを通じて支払う方法である。手数料は発生しないが、使用できるのは銀行が発行した Visa 又は Mastercard のデビットカードに限られ、21 時間 (AM 3 時～AM 6 時は休止)、365 日利用可能である。

(ロ) 銀行や信用組合窓口

納税者番号 (ITN) 又は非居住者代表番号 (NRRN) が必要。

(178) Plastiq : Visa、American Express.

Pay Simply : Visa、Mastercard、American Express、UnionPay、Interac e-Transfer、PayPal.

銀行及び信用組合の窓口でデビットカードでの支払いを受け付けており、送金伝票が必要になる。送金伝票が手元にない場合は、オンラインサービス又は電話で送金伝票を取り寄せる必要があり、郵送で送金伝票を受領するまでに 5~10 営業日を要する。

(i) 現金自動受払機 (ATM)

ほとんどの銀行及び信用組合で ATM による支払いは可能であるが、金融機関によっては納税者がサービス料を負担する。

(ii) カナダ郵便公社 (Canada Post)

CRA オンラインサービス又は納付受託者である「Pay Simply」を通じて作成した QR コードを使用して、デビットカードでの納付が可能であり、手数料は納税者が負担する。

(3) 小切手等

銀行及び信用組合の窓口又は CRA オフィスへの郵送で小切手又は郵便為替での支払いを受け付けており、郵送料は納税者が負担する。小切手等には送金伝票を添付しなければならず、送金伝票が手元にない場合は、オンラインサービス又は電話で送金伝票を取り寄せる必要があり、郵送で送金伝票を受領するまでに 5~10 営業日を要する。

(4) 現金通貨

Canada Post (カナダ郵便公社) で現金納付を受け付けている。現金に CRA オンラインサービス又は Pay Simply を利用して発行した QR コードを添付しなければならない。1 回の支払は 3,000 ドル以下で手数料は納税者が負担する。

(5) 送金サービス

「Interac e-Transfer」と「PayPal」の送金サービスを利用して納付することができる。「Pay Simply」が情報を取りまとめており、送金サービスの利用に伴う手数料は納税者が負担する。

(6) 國際銀行送金

カナダの国内銀行口座を持っていない国外納税者で、利用できる納付手

段がない場合は、外国銀行から国際銀行送金により CRA の銀行口座に入金する方法で納付が可能である。国際銀行送金に必要な情報は CRA ホームページで公表しており⁽¹⁷⁹⁾、外国銀行窓口からカナダドル建てで CRA への電信送金を依頼し、送金手数料は納税者が負担する。国外納税者は送金手続の完了後、送金事実が確認できる書類を CRA にファックスで送付しなければならない。

3 イギリス

英国歳入関税庁 (HMRC) は、複数の納税オプションを提供し、オンライン決済から伝統的な銀行振込まで、さまざまな支払い手段を用意している⁽¹⁸⁰⁾。HMRC オンラインサービスでは、申告書の作成や納税などの税に関する事項以外にも様々なサービスを提供して納税者サポートを行っているほか、HMRC アプリでは、税金、国民保険、税額控除、福利厚生に関する情報を簡単に取得できる。

(1) 電子納付（オンライン決済）

イ HMRC オンラインサービス

HMRC オンラインサービスから「銀行口座による支払」を選択すると、オンライン又はモバイルバンキングにログインして、「HMRC Shipley」への支払承認を指示され、承認すると支払いは即時に行われる。複数回に分けての支払いや、期限前での支払日の指定も可能である。

また、ダイレクトデビットを利用した口座振替による納付も可能であり、HMRC オンラインアカウントや支払伝票に記載された支払参照番号を利用して任意の支払回数が設定可能であるが、国内銀行口座に限られ

(179) CRA."Pay at a foreign bank or credit union through wire transfer".

(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/about-canada-revenue-agency-cra/pay-wire-transfer-non-residents.html>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(180) GOV.UK."Pay your Self Assessment tax bill".(<https://www.gov.uk/pay-self-assessment-tax-bill>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

るほか、初回の口座振替設定では処理に 5 営業日⁽¹⁸¹⁾を要する。

□ 口座振込

HMRC から送付された請求書に基づき、「Faster Payments⁽¹⁸²⁾」、「CHAPS⁽¹⁸³⁾」、「BACS⁽¹⁸⁴⁾」といった民間決済システムを利用し、公表されている HMRC の銀行口座⁽¹⁸⁵⁾への口座振込により支払うことができる。振込先は請求書に記載しており、支払いの際は 11 桁の支払参照番号を記載する必要がある。

(2) カード決済

法人向けのクレジットカード又はデビットカードと、個人のデビットカードは、HMRC オンラインサービスから使用可能であり、個人のクレジットカードは納税に使用できない。法人の支払いのみ発生する手数料は納税者が負担する。

(3) 現金通貨、小切手

銀行や住宅金融組合では、HMRC から送付された支払伝票を使用して、現金又は小切手による支払いが可能であるほか、HMRC 事務所への小切手の郵送納付も認めている。郵送納付では小切手と支払伝票を同封しなければならず、郵送費用は納税者が負担する。

(4) 国際銀行送金

イギリスの国内銀行に口座を持っていない国外納税者で、利用できる納付手段がない場合は、外国銀行から国際銀行送金により HMRC の銀行口

(181) 2 回目以降は 3 営業日。

(182) Faster Payments : 英国の銀行口座間でほぼ即時に送金される 2008 年に導入されたシステムであり、手数料等もかからない。

(183) CHAPS(Clearing Automated Payment System) : 英国内の小売、卸売及び高額支払に使用され、即時又は即日に決済処理される。手数料がかかるため、小規模な取引では利用されない傾向にある。

(184) BACS(Bankers Automated Clearing Services) : 英国銀行間の通常の送金に使用され、個人及び法人取引で使用されている。決済に最大 3 営業日を要するため、支払を迅速に行う必要がある場合は、他の決済システムを利用する。

(185) GOV.UK."Pay your Self Assessment tax bill".(<https://www.gov.uk/pay-self-assessment-tax-bill/bank-details>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

座に入金する方法で納付が可能である。国際電信送金に必要な情報はイギリス政府ホームページで公表しており⁽¹⁸⁶⁾、11 桁の支払参照番号⁽¹⁸⁷⁾を使用して、外国銀行窓口から英ポンド建てで HMRC の銀行口座への電信送金を依頼し、送金手数料は納税者が負担する。

4 スウェーデン

スウェーデンでは税金や手数料の支払いは、スウェーデン税務庁 (Skatteverket) が提供する納税資金管理用口座（税務口座）を通じて支払われる。したがって、スウェーデンにおける納付手段とは、納税口座への入金手段であり⁽¹⁸⁸⁾、納税者は納付期限までに納税口座に所要額を入金しなければならない。

また、スウェーデン税務庁のオンラインサービス (Tax Account e-service) やアプリで、申告書の作成及び提出、納税口座への入金及び残高確認などの税務手続のほとんどが処理可能である。

なお、スウェーデン税務庁は、人口登録や婚姻登録などの業務を行っており、個人識別番号や身分証明書 (ID カード) の発行も行っている。

(1) 電子納付 (オンライン決済)

請求書の支払いなどの取引に使用されるスウェーデン独自の清算システム「bankgiro⁽¹⁸⁹⁾」を利用して、スウェーデン税務庁の bankgiro 番号⁽¹⁹⁰⁾宛に支払うことで、納税口座への入金が可能である。入金に際しては、個

(186) See supra note (185).

(187) 納税者参照番号 (UTR) の後に「K」が続くもの。支払伝票の記載又は HMRC オンラインサービスから検索可能。

(188) Skatteverket."Inbetalning till skattekontot".(<https://www.skatteverket.se/privat/skatekontobetalaochfatillbaka/inbetalningtillskattekontot.4.18e1b10334ebe8bc80005097.html>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(189) スウェーデン独自の清算システムでありスウェーデンの複数の銀行が共同で所有している。bankgiro 番号は bankgiro システムを通じた支払いの送受信に必要。

(190) Skatteverket."Skatteverkets kontonummer".(https://www.skatteverket.se/privat/skatter/skatekontobetalaochfatillbaka/inbetalningtillskattekontot/skatteverkets_kontonummer.4.18e1b10334ebe8bc80005163.html) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

人又は法人の識別番号を元に設定される OCR 番号（支払いを適切な顧客と請求書に関連付けるために使用される）を入力する必要がある。

（2）送金サービス

スマートフォン用の決済アプリケーションである Swish⁽¹⁹¹⁾を利用して納税口座への送金が可能である。ただし、1 日あたり 40,000 スウェーデンクローナが上限である。

（3）現金通貨、小切手

オンライン決済が利用できない者は、スウェーデン税務庁の発行する納付書を使用して金融機関窓口で入金手続を行う。納付書には納税者の氏名、OCR 番号及びスウェーデン税務庁の bankgiro 番号が印刷されており、支払額のみ納税者が記載する。

（4）国際銀行送金

スウェーデンの国内銀行に口座を持っておらずオンライン決済が利用できない国外納税者で、海外から納税口座へ入金しなければならない場合は、外国銀行から国際銀行送金を利用する。国際銀行送金に必要な情報はスウェーデン税務庁ホームページで公表しており⁽¹⁹²⁾、個人（法人）識別番号、整理番号、特別登録番号又は OCR 番号のいずれかを使用して、外国銀行窓口からスウェーデンクローネ建てで納税口座への電信送金を依頼し、送金手数料は納税者が負担する。

5 シンガポール

シンガポールでは、政府のスマート・ネーション・ビジョンの推進や技術革新により、決済手段の多様化とキャッシュレス化が急速に進行しており、シンガポール内国歳入庁（IRAS）によって多様な手段が提供されている⁽¹⁹³⁾。

(191) スウェーデンの主要銀行 11 行で共同開発されたスマートフォン用の決済アプリケーション。携帯電話番号と Bank ID を紐づけることで、相手方の電話番号を指定して自身の銀行口座からの送金が可能。

(192) See supra note (190).

(193) IRAS.”Tax Payment”.(https://www.iras.gov.sg/quick-links/payments)(令和 7 年 6

なお、IRAS が提供しているオンラインサービス（MyTax Portal）では、申告及び納税のほか、申告内容や履歴の確認、納税状況の把握が可能である。

(1) 電子納付（オンライン決済）

イ オンラインバンキング等

納税者番号又は払込票番号を利用して、個人所得税、固定資産税、法人税、財・サービス税、源泉徴収税に限り支払うことができるが、法人税、財・サービス税、源泉徴収税に対応できる銀行は 5 行に限られる。

ロ シンガポール郵便局 Web サイト

シンガポール郵便局の Web サイト及びモバイルアプリで、個人所得税、固定資産税、法人税、財・サービス税に限り支払うことができるが、決済方法は GIRO-On-Demand⁽¹⁹⁴⁾又は eNETS⁽¹⁹⁵⁾デビットに限られる。

ハ AXS 支払いサービス

AXS の支払いサービス⁽¹⁹⁶⁾である「AXS e-Station」又は「AXS m-Station」を利用して、「PayLah!⁽¹⁹⁷⁾」が使用可能であるが、2,000 シンガポールドルが上限である。

(2) 口座振込

月 6 日最終閲覧)。

(194) GIRO（後述（199））とは異なり、引き落としの際に預金者の承認を受けて支払いを実行する方式。

(195) ネット決済ソリューションで個人や企業がオンラインで安全かつ便利に支払いを行うための電子決済システム。DBS、OCBC、UOBなどの主要銀行と連携し、デビットカード、クレジットカード、銀行口座からの直接引き落としを通じて支払いを処理する。

(196) AXS Pte Ltd (エーエックスエス株式会社) が運営する支払いサービスは次の通り。

①「AXS ステーション」：シンガポール各地に設置された 24 時間利用可能なセルフサービスのキオスク端末で、公共料金、税金、罰金、携帯電話やインターネットの料金、クレジットカード、保険料などの支払いができる、②「AXS e-Station」：AXS ステーションと同様の支払いサービスで、支払い履歴の確認や定期的な支払スケジュール設定などができるオンラインプラットフォーム、③「AXS m-Station」：AXS e-Station と同様の支払いサービスで、プッシュ通知による支払いリマインダーや、カメラを利用したバーコードスキャナ機能などがあるモバイルアプリ。

(197) DBS 銀行が提供するデジタルウォレットアプリで、日常の支払いを簡単かつ迅速に行えるモバイル決済プラットフォーム

IRAS の口座情報は IRAS ホームページで公表しており⁽¹⁹⁸⁾、インターネットバンキングから口座振込による支払が可能となっている。振込手続では、「納税者番号」、「14 衔の払込票番号」、「13 衔の書類参照番号」のいずれかを参考欄等に入力する必要がある。1 回の送金で複数税目をまとめて送金することはできず、銀行から利用料の請求があった場合は納税者が負担する。

(3) 口座振替

納税者自身が GIRO⁽¹⁹⁹⁾(自動引き落としサービス) を利用して、月賦(最大 12 か月) または一括で支払うことができる。GIRO の利用は、MyTax Portal 又は銀行のオンラインサービスのほか、AXS 支払いサービスにおいても登録することができる。

(4) カード決済

イ クレジットカード

クレジットカード⁽²⁰⁰⁾は、「AXS e-Station」又は「AXS m-Station」で使用可能であるが、20,000 シンガポールドルが上限であり、手数料は納税者が負担する。

ロ デビットカード (NETS カード)

「AXS e-Station」又は「AXS m-Station」、SAM キオスク、各郵便局の窓口で使用できるが、NETS カード⁽²⁰¹⁾での支払いは提携銀行が設定した支払限度額が上限となる。

ハ キャッシュカード

(198) See supra note (193).

(199) GIRO (General Interbank Recurring Order) : シンガポール銀行協会 (ABS : The Association of Banks in Singapore) によって運営され、国内の主要な銀行が参加しており、公共料金や税金などの定期的な支払いを自動的に銀行口座から引き落とすことが可能。

(200) Visa、Mastercard、ダイナースクラブ、UnionPay (銀聯)。

(201) NETS (Network for Electronic Transfers) カードは、デビット決済、電子ウォレット、交通機関の支払いなどに対応。シンガポールの主要銀行 (DBS、OCBC、UOB) と連携し、銀行口座から直接決済を行う仕組みを提供。

AXS ステーション又は各郵便局の窓口で使用可能である。なお、AXS ステーションでの支払いは 3,000 シンガポールドルが上限である。

(5) 送金サービス

24 時間 365 日利用可能で手数料がかからない即時決済サービス「Pay Now⁽²⁰²⁾」を利用して納付する。IRAS オンラインサービスを通じて取得した Pay Now QR コードを、モバイルバンキングでスキャン又はアップロードしての国内銀行口座から IRAS 口座への送金が可能である。取得した QR コードは 15 分で効力を失うため、支払い手続は 15 分以内に完了させなければならない。

(6) 現金通貨

郵便局のみ使用可能であるが、6 郵便局⁽²⁰³⁾に限定されている。

(7) 国際銀行送金

シンガポールの国内銀行に口座を持っていない国外納税者で、利用できる納付手段がない場合は、外国銀行から国際銀行送金により IRAS の銀行口座に入金する方法で納付が可能である。国際電信送金に必要な情報は IRAS ホームページで公表しており⁽²⁰⁴⁾、納税者番号、14 枝の払込票番号又は 13 枝の書類参照番号のいずれかを使用して、外国銀行窓口からシンガポールドル建てで IRAS の口座に電信送金を依頼し、送金手数料は納税者が負担する。

6 韓国

韓国は、デジタル化とキャッシュレス化が進展しているため、韓国国税庁(NTS)はキャッシュレス決済による多様な納付手段を提供している。

NTS は、申告の作成・提出及び納税のほか、証明書の取得や納税履歴の確

(202) PayNow : シンガポール銀行協会主導で複数の主要銀行と連携し展開している送金サービス。

(203) City Square、Jurong Point、Orchard、Tampines Central、Toa Payoh Central、Woodlands Central.

(204) See supra note (193).

認、電子帳簿の提出など、納税者が税務関連手続を簡単に行えるオンラインシステム「ホームタックス」と、モバイルアプリ「スマートタックス」を提供し、納税者の活用しやすい仕組みが整備されている。

(1) 電子納付（オンライン決済）⁽²⁰⁵⁾

イ オンラインバンキング等

NTS のオンラインシステムや KFTC（韓国金融電算・決済院）⁽²⁰⁶⁾の決済プラットフォーム「インターネット Giro サービス」、又は納税者が利用する金融機関の Web サイトやモバイルアプリ⁽²⁰⁷⁾から支払が可能であり、「インターネット Giro サービス」では口座振替も選択可能である。

なお、「ホームタックス」、「スマートタックス」及び「インターネット Giro サービス」は、通年で 7 時から 23 時 30 分まで利用できる。

ロ ATM

金融機関の ATM を利用して、現金の振込や預金口座からの振替による支払いが可能である。ATM 操作において必要な納税情報の入力が必要となるほか、納税者が預金口座を有しない金融機関の ATM を利用する場合や、営業時間外に ATM を利用する場合に生じる手数料は納税者が負担する。

(2) カード決済⁽²⁰⁸⁾

NTS のオンラインシステム及び「インターネット Giro サービス」のほか、金融機関に設置している ATM や税務署に設置している端末で、クレジットカード及びデビットカードを利用した支払が可能であり、手数料は

(205) 韓国国税庁 「국세전자납부 안내」 (<https://www.nts.go.kr/nts/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=2364&cntntsId=7741>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(206) KFTC (Korea Financial Telecommunications & Clearings Institute) : 民間金融機関が共同で設立した非営利法人で、韓国国内の金融機関間での決済処理、清算業務、電子マネー・クレジットカード決済のインフラを提供する役割を担っている。

(207) Payco、Samsung Pay、Kakao Pay、Naver Pay、App Card.

(208) 韓国国税庁 「신용카드납부 안내」 (<https://www.nts.go.kr/nts/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=2365&cntntsId=7742>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

納税者が負担する⁽²⁰⁹⁾。

(3) 現金通貨、小切手

銀行や郵便局の窓口において、現金及び小切手による支払ができる。

小括

諸外国の納付手段は、その国の決済手段の動向を踏まえ納付手段の多様化が進められ、納税システムやオンラインバンキング等を利用したキャッシュレス納付が推奨されており、アメリカ、カナダ、スウェーデンやシンガポールでは送金サービスも納付手段に取り入れられている。一方、ほとんどの国の税務官署では収納事務を行っていないほか、現金通貨を利用した納付手段は取扱場所や取扱金額について制限が設けられている。

また、国外からの納付手段としてクレジットカードが推奨され、他の納付手段が利用できない場合の措置として、自国通貨建てによる国際銀行送金の利用が認められており、送金に必要となる受入銀行、口座番号、名義等の情報については税務機関のホームページで公表するとともに、送金手続の際に納税者番号等の固有番号の記載を義務付けている。

我が国の国外納付制度においても、国税庁ホームページで国際銀行送金に必要な受入銀行、口座番号、名義等の情報を公表した上で、送金手続の際に納税者番号等の納税者の特定に使用する記号番号を記載させる方法や、アメリカのように国際銀行送金に必要な情報を記載する様式を定め、送金したことを証する書類に合わせて電子メールで送信させる方法などにより、手続の簡略化が可能であることから、実務従事者の意見を参考しながら、国税組織及び国外納税者双方の負担が最も少ない方法を検討すべきである。

その他、我が国の納付制度に参考とすべき諸外国の事例として、①クレジットカード決済や送金サービスなどの民間決済サービスを利用する納付

(209) 納税額に対してクレジットカード 0.8%、デビットカード 0.5%。

手段の手数料は納税者負担であり、納税者自身に手数料負担も含めた最適な納付手段を選択させていること、②税務システムでは納税状況や履歴の確認のほか一括納付できない場合の分割納付申請も可能であること、③税務機関のホームページはシンプルな構成であり、初めてホームページを閲覧する者でも求める内容に到達し易い作りになっていることなどが挙げられる。

第 4 章 国外からの納付手段の検討

ここまで、我が国及び諸外国の納付手段を概説したが、国外からの納付手段は、送金元国における送金規制やマネーロンダリング対策規制などの順守と、納付手続中の事故等により納付者が不利益を被ることがない安全性が求められる。本章においては、現行の納付手段の国外からの納付手段への活用と、納付手続の安全性を考慮した新たな国外からの納付手段について検討する。

第 1 節 現行の納付手段の活用

1 電子納付、振替納税制度

インターネットバンキング等やダイレクト納付といった電子納付と振替納税制度は、納税者が国内の金融機関に預貯金を保有していることを前提としている。金融機関からの日本銀行への国税収納金の払込みは、日本銀行が管理運営する「日本銀行金融ネットワークシステム」(日銀ネット)を利用して、各金融機関が日本銀行に預けている決済用当座預金の移動によって行われるが、日本銀行に当座預金を有する外国銀行は限られることに加え、日本銀行と代理店契約を締結している外国銀行は存在しない。

また、出国者の預貯金口座保有を認めている国内金融機関は限られる⁽²¹⁰⁾ほか、そもそも国内に居住履歴がない者に口座開設を認めている金融機関は存在しないため、電子納付等を国外からの納付手段として利用できるのは出国者に限られる。

(210) ゆうちょ銀行「よくあるご質問」(https://faq.jp-bank.japanpost.jp/faq_detail.html?id=819)、三井住友銀行「SMBC ダイレクト・グローバルサービス」(<https://www.smbc.co.jp/kojin/kaigaiservice/globalservice/>) など（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

2 納付受託者

(1) クレジットカード納付制度

各クレジットカード会社は国際的な決済手段を確立しており、インターネット取引におけるオンライン決済手段としてクレジットカードが一般的に利用されている。よって、国外居住者もクレジット納付専用の外部サイトにアクセスし、国税納付に対応するクレジットカードで納付手続を行うことが可能である。なお、外部サイトは日本語表記のみであるため、国外からの納付手段として積極的に活用するためには、英文表記等の対策が求められる⁽²¹¹⁾。

(2) スマホアプリ納付制度

国外居住者はスマホアプリ納付専用の外部サイトへアクセスし、国税納付に対応するアプリを利用して納付手続を行うことが可能であるが、国によって使用する決済アプリが異なっていることから、現時点での国外からの納付手段として活用することは難しい。Apple Pay⁽²¹²⁾、Google Pay⁽²¹³⁾、PayPal⁽²¹⁴⁾、Revolut⁽²¹⁵⁾などのグローバルに利用可能なモバイル決済アプリが国税納付に利用可能となれば効果的ではあるが、決済アプリの選定は国税庁と契約しているスマホアプリ納付の業務受託者が行っており、直ちに新たなモバイル決済アプリを追加することは困難が予想されることに加え、国が負担する手数料の増加も懸念される。

3 国外納付制度

国外納付制度は、銀行の国際送金を利用した納付手段であり、SWIFT（国際銀行間通信協会）の決済ネットワークを利用して、①送金者が自国の銀行

(211) 以前は英文表記サイトが存在したが、国税庁との契約業者変更に伴い英文表記サイトがなくなっている。

(212) アメリカ、日本、イギリス、フランス、シンガポールなど世界 80 カ国以上。

(213) アメリカ、日本、インド、ドイツ、オーストラリアなど世界 50 カ国以上。

(214) 世界 200 カ国以上。

(215) ヨーロッパ、アメリカ、日本、オーストラリアなど 50 カ国以上。

(送金銀行)に受取人の情報(口座番号、銀行コード、SWIFT コード⁽²¹⁶⁾など)を提供して送金を依頼し、②送金銀行が受取銀行と直接提携していない場合、中継銀行(コルレス銀行)が取引を仲介し為替換算や取引の処理を行い、③受取銀行が中継銀行から資金を受領して受取人口座への入金と受取人へ通知するという流れが一般的である。

しかしながら、国際銀行送金は高コスト、処理遅延、透明性の欠如などの課題を抱えており、G20 では国際送金の改善を重要課題として位置づけ、2020 年に具体的な行動計画を策定し、国際的な協調の下で課題の解決に着手したところであり、各国において政策レベルでの作業が進められ、より効率的で透明な送金プロセスが期待されている⁽²¹⁷⁾。

現行の国外納付制度については、現時点における取扱件数は僅少であり早急な対応を求められるものではないが、国外納税者と国税職員双方の手続きを簡略化する必要があり、e-Tax の利用等オンラインで手続が完了するような国外納税者の納付手続の簡略化が求められるほか、納税専用口座に入金された国税収納金の日本銀行代理店への払込手続や、KSK システムへの納付情報入力といった、国税職員が行う収納事務についても合わせて省力化を検討する必要があるだろう。

第 2 節 新たな納付手段の検討

納付手段として利用されていない民間決済手段について、新たな国外からの納付手段としての導入を検討する。

(216) 国際銀行間取引において金融機関を識別するための標準化されたコード。正式名称は「ISO 9362 Business Identifier Code (BIC)」で、主に SWIFT ネットワークを通じた国際送金や決済で使用される。

(217) 電通総研「国際送金の変遷と課題：FinTech による変化」(https://www.dentsusoken.com/case_report/research/20241122/2766.html) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

1 資金移動業

諸外国では納付手段に送金サービスの利用が認められている国もあるが、我が国では 2010 年に資金決済法が施行され、それまで銀行の固有業務であった為替取引が資金移動業者に解禁されたことにより、国内事業者による送金サービス提供が開始されている。

(1) 資金移動業の類型

資金移動業とは、「銀行以外の者が為替取引を業として営むこと」と定義⁽²¹⁸⁾され、為替取引は銀行法で銀行の固有業務とされている⁽²¹⁹⁾が、資金移動業はその例外として認められており、送金上限額に応じて以下の 3 つの類型が設けられている（図表 10）。

イ 第一種資金移動業

犯罪による収益の移転防止やテロに対する資金供与の防止等を確保するためには必要な体制に関する事項等を記載した業務実施計画を定め、内閣総理大臣の認可を受け、100 万円超の高額送金を取り扱うことができるが、要履行保証額（送金途上にある滞留資金の相当額）の供託や信託、又は銀行との保全契約の締結による利用者資金の保全と、送金額や送金日が明らかでない資金の受入れや、為替取引に必要な期間を超える資金の滞留が禁止されている。

ロ 第二種資金移動業

内閣総理大臣の登録を受け、100 万円以下の送金を取り扱うことができるが、要履行保証額（送金途上にある滞留資金の相当額）の供託や信託、又は銀行との保全契約の締結による利用者資金の保全と、利用者から受け入れる資金のうち為替取引に用いることがないと認められるものを保有しないための措置が義務付けられている。

ハ 第三種資金移動業

内閣総理大臣の登録を受け、5 万円以下の送金を取り扱うことができ

(218) 資金決済法 2 条 2 項。

(219) 銀行法 2 条 2 項 2 号、4 条 1 項。

るが、要履行保証額（送金途上にある滞留資金の相当額）の供託や信託、銀行との保全契約の締結、又は自己資金と分別した金融機関の預貯金管理による利用者資金の保全と、利用者から受け入れる資金のうち為替取引に用いることがないと認められるものを保有しないための措置が義務付けられている。

図表 10 資金移動業の類型⁽²²⁰⁾

		規制の重さ	第三種資金移動業(少額類型) 【登録制】	第二種資金移動業(従来類型) 【登録制】	第一種資金移動業(高額類型) 【認可制】	送金額
送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし			
利用者資金の滞留	滯留可 ただし、受入上限額5万円以下	滯留可 ただし、受入額100万円超の場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ資金を受け入れ、ただちに送金			
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可 週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全	供託/保証/信託で全额保全 営業ごとに必要額を算定し、2営業日以内に保全				
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供					

※資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものであることが必要。

(2) 資金移動業の動向

資金移動業の取扱う金額及び件数は、QR コード決済の普及といったキャッシュレス決済の利用拡大を受け増加を続けており（図表 11）、資金移動業登録者も増加している（図表 12）。第一種資金移動業の認可事業者は 5 社⁽²²¹⁾（第二種資金移動業にも登録）と少ないが、第二種資金移動業登録事業者は代金決済サービスを提供する事業者や海外の送金サービス事業者、Fintech 事業者、スマホアプリ決済事業者など 80 社⁽²²²⁾である。

2022 年に国内金融機関間の資金決済を担う我が国の中堅なインフラで

(220) 寺島滉希「資金移動業の現状と課題—全銀システム改革と資金のデジタル払いへの対応を中心に—」立法と調査 461 号 156 頁(https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2023pdf/20231101153.pdf)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(221) 株式会社ウニードス、株式会社シースクエア、ワイズ・ペイメント・ジャパン株式会社、N I U M J a p a n 株式会社、株式会社アイビーネット。

(222) 金融庁「資金移動業者登録一覧（令和 7 年 5 月 31 日現在）」(https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

※第三種資金移動業登録者はいない。

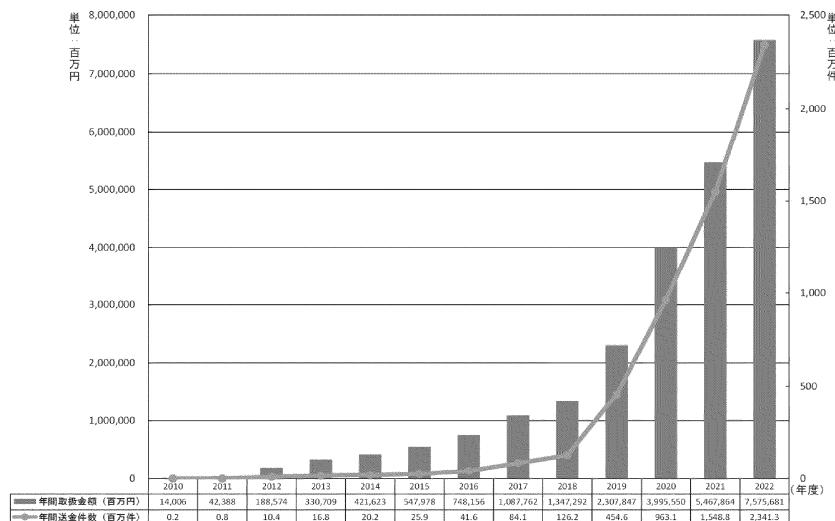
ある「全国銀行データ通信システム」(全銀システム)への加盟資格がフィンテック企業等に解禁され、2024 年にイギリスの国際送金大手である WISE (ワイズ・ペイメント・ジャパン株式会社) の加盟が承認された⁽²²³⁾ (2025 年 11 月には全銀システムに接続する予定⁽²²⁴⁾) ほか、2023 年 4 月から厚生労働大臣が指定する資金移動業者（指定資金移動業者）の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)が認められ⁽²²⁵⁾、2025 年 4 月 4 日現在、「Pay Pay」、「リクルート MUFG ビジネス⁽²²⁶⁾」、「楽天 Edy」及び「Au ペイメント」の 4 社が厚生労働大臣の指定を受けており⁽²²⁷⁾、「Pay Pay」はソフトバンクグループ各社⁽²²⁸⁾の希望従業員を対象に Pay Pay アカウントでの給与の受け取りができる「Pay Pay 給与受取」を開始している⁽²²⁹⁾。

しかしながら、我が国における送金サービスの認知度は、国内送金で

-
- (223) 全国銀行資金決済ネットワーク「資金移動業者の全銀システムへの加盟承認について」(https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_241017-02.pdf) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。
- (224) 日本経済新聞「送金大手の英ワイズ、全銀システム接続へ 資金移動業初」(2024 年 10 月 17 日)
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB1699F0W4A011C2000000/?msokind=07505ba4bc34689735df4f42bd1669b3>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。
- (225) 賃金について、通貨で直接労働者に全額を毎月 1 回以上一定の期日を定めて支払わなければならない(賃金支払の五原則)と規定されており、労働者の同意を得て銀行等の預貯金口座等へ振り込むことが認められている(労働基準法 24 条)。賃金のデジタル払いは、口座残高について 1 円単位での払出と月 1 回以上手数料の負担なく払出ができることが条件とされている。
- (226) リクルートと三菱UFJ銀行が共同出資するリクルートの子会社。
- (227) 厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyou-noushi/shienjigyou/03_00028.html) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。
- (228) ソフトバンクグループ株式会社、ソフトバンク株式会社、LINE ヤフー株式会社、PayPay 株式会社、SB C&S 株式会社、SB アットワーク株式会社、SB テクノロジー株式会社、SB ペイメントサービス株式会社、PayPay カード株式会社、PayPay 証券株式会社。
- (229) SoftBank 「ソフトバンクグループ 10 社が給与デジタル払いに対応して『PayPay 給与受取』を利用開始～従業員の給与の受け取り方法の選択肢を広げ、グループ全体で PayPay 経済圏の拡大を推進～」(https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2024/20240809_01/) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

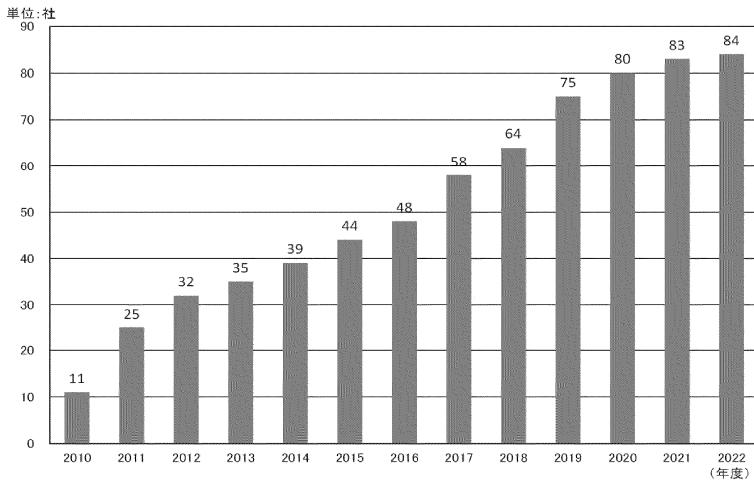
48.5%、海外送金に至っては 18%と低く⁽²³⁰⁾、利用者に至っては国内送金 38.7%、海外送金 6.6%と、現時点においては一般的な送金方法とは言い難い状況であり、我が国の資金移動業はこれから発展が期待されている。

図表 11 資金移動業の年間の取引金額及び送金件数の推移⁽²³¹⁾



(230) 日本資金決済協会「資金移動業者が行う送金サービスに関する調査【2022 年】結果報告書（2022 年 6 月）」14 頁（https://www.s-kessai.jp/about/data/soukin_chosa_2022_summary_220624_v2.pdf?utm_source=chatgpt.com）（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(231) 寺島滉希・前掲注（220）157 頁。

図表12 資金移動業数の推移⁽²³²⁾

(3) 現状と課題

資金移動業者の送金サービスを納付手段に利用するためには、コンビニ納付やクレジットカード納付等と同様、委託収納機関として取扱うことが適当である。ただし、国内金融機関は税金等の公共料金の支払いでは手数料を求める取扱いとしており、手数料が納税者負担となる場合、送金サービスを納税者が国内における納付手段として利用する可能性は極めて少ない。したがって、送金サービスの納付手段としての活用は国外からの納付手段に限定したものになると想定されるが、以下の点について考慮する必要がある。

イ 価値の安定性

資金移動業者は、送金方法としてSWIFT(国際銀行間通信協会)の決済ネットワーク以外の方法で、電子マネーなどの様々な方法を利用して送金を行っている。国外居住者が安全に納付手段として送金サービスを利用するためには、邦貨への両替が可能で価値が変動しないものでなければ

(232) 寺島滉希・前掲注(220) 158頁。

ればならない。

□ 収納機関への払込

海外の送金専業者が提供する送金サービスでは、資金受取方法について、国内の送金専業者の店舗及び提携代理店の窓口、銀行等の窓口又は ATM を利用して現金で受け取る場合や、預貯金口座に入金される場合など様々な受取方法がある。国税の納付手続は、納税者が収納機関に資金と納付情報を引渡すことで完了するのであるから、委託収納機関となる資金移動業者は、納税者から預かった資金を日本銀行代理店又は納税専用口座に邦貨での払込が可能で、納税情報を国税庁に伝達可能な者である必要があり、更に国税組織としては日本銀行代理店に直接払込可能である国内銀行等に預貯金口座を有する者であることが望ましい。

2 デジタル通貨

「デジタル通貨」に明確な定義はないが、従来の紙幣や硬貨などの物理的な形を持たず電子的に存在する通貨で、インターネットの普及とともにオンライン上の取引や支払に利用される。従来の紙幣や硬貨などと同様に価値のやり取りに利用されるもので、主に、電子マネー、暗号資産、中央銀行デジタル通貨（CBDC⁽²³³⁾）に分類されている。このうち、電子マネーは、法定通貨との交換レートをもとに電子化した現金をデジタルデータとして電子的に記録・管理し、商取引における決済手段として用いられており、既にスマートフォンアプリ納付として納付手段に導入済である。

（1）暗号資産

暗号資産（又は仮想通貨）とは、電子データのみで取引される通貨のことである、主にブロックチェーン上で管理されているデジタル通貨のことをいう。暗号資産の種類及び取引は非常に広範で多岐にわたり、それぞれが独特な性質を有している。我が国において、暗号資産は「不特定の者に対して、

(233) CBDC : Central Bank Digital Currency。

代金の支払い等に使用でき、かつ法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できる」、「電子的に記録され、移転できる」、「法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない」という性質を有していると定義⁽²³⁴⁾されるが、「情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、暗号資産の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断する⁽²³⁵⁾」こととしている。

イ 仕組みと特徴

暗号資産の基本的な仕組みは、個々の取引履歴を「取引履歴を暗号技術で連結させる技術（ブロックチェーン）」に記録される。仮想通貨には原則として発行主体が存在しない（非中央集権）が、取引履歴は世界中に分散して存在する検証者（ノード）によって検証され、履歴の改ざんや破壊は極めて困難とされている。

法定通貨が特定の国のみで取引できる通貨であるのに対し、暗号資産は世界共通で取引でき、インターネットにアクセスできれば、24 時間 365 日、国境を問わずに取引が可能であるほか、他の法定通貨や仮想通貨との交換が可能である。また、暗号資産を用いると、国際送金では従来送金方法より手数料が大幅に削減される場合や、クレジットカード決済や電子マネー決済より手数料が安くなる場合がある。

一方で、暗号資産には、サービスの脆弱性やセキュリティ対策の甘さなどが原因でハッキングされるリスクが存在し、国家や銀行などの中央集権的な組織が存在しないため、詐欺やハッキングなどの被害にあっても損失を補償してもらえる可能性はほとんどない⁽²³⁶⁾。また、経済状況や

(234) 資金決済法 2 条 14 項。

(235) 金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）16 暗号資産交換業者関係」5 頁 (<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf>)（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(236) 暗号資産は有体物ではないので所有権などの物権は否定される。また、特定の者に対して何らかの請求をすることができるわけではないので債権も否定される。特別法で知的財産権として定められているわけでもないので、無体財産権も否定される。結局、権利性を否定する見解が有力。

政治的な動きなどによって大きく価格変動するなど価値に安定性がなく、投資や投機目的で購入する者も多い⁽²³⁷⁾。

□ 現状と課題

暗号資産は近年急速に注目を集めている分野であり、業界の発展に対応するために世界各国で早急な環境整備が進められている。我が国においても、暗号資産と法定通貨の交換等を行う事業者の登録、マネーロンダリング・テロ資金供与規制、利用者への説明義務、利用者保護の枠組みの整備、デリバティブ取引に係る規制などの法整備が進められてきた。

しかしながら、我が国において暗号資産は決済手段というより、投資対象としての認識が広まっており、詐欺的な投資勧誘も多く発生している状況にあることから、暗号資産取引市場の健全な発展のため、更なる利用者保護を図り、国民から広く暗号資産取引への信頼を得られることが不可欠であり、諸外国の規制動向も踏まえながら、利用者保護とイノベーションの促進のバランスの取れた環境整備を行っていくことが重要である⁽²³⁸⁾。

(2) 中央銀行デジタル通貨

「中央銀行デジタル通貨（CBDC）」について、国際決済銀行（BIS）では「民間銀行が中央銀行に保有する中央銀行当座預金とは異なるデジタル形式の中央銀行マネー」と定義され、日本銀行は、「デジタル化されること」、「円などの法定通貨建てであること」、「中央銀行の債務として発行されること」の 3 つを満たすものとしている⁽²³⁹⁾。

経済・社会のデジタル化が進展する中で、キャッシュレス決済が普及し、情報通信技術の高度化・普及によって、安全性の高いデジタル通貨を発行

(237) 価値の変動幅が大きいデメリットを解消する目的で、法定通貨との交換比率を固定化したステーブルコインが登場。

(238) 金融庁「暗号資産に関する制度のあり方等の検証（ディスカッション・ペーパー）」5 頁 (https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250410_2/01.pdf) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(239) 山井康浩、佐藤涼介「一般利用型 CBDC（中央銀行デジタル通貨）について」ファイナンス通巻 667 号 12 頁（財務省、2021）。

する技術的素地が整ってきたことから、各国で中央銀行デジタル通貨の発行が検討されている⁽²⁴⁰⁾。

イ CBDC の分類

CBDC は、流通形態で金融機関間の決済でのみ利用する類型（ホールセール型）と企業や個人も利用できる類型（一般利用型又はリテール型）に大別される。

ホールセール型は、金融機関が中央銀行決済システム等で利用するもので、分散型台帳技術のような新技術により、時間外取引、証券や外貨との資金の同時決済、国際送金等の利便性向上が期待されている。他方、一般利用型は、更に中央銀行が CBDC を発行するだけでなく企業や個人の取引を処理する直接型と、中央銀行が仲介機関に対して CBDC を発行し、仲介機関が企業・個人向けのインターフェースの提供やマネーロンダリング等の対策を行うほか、個人や企業の取引を処理する間接型に分けることができるが、間接型の導入を具体的に検討している中央銀行はほとんど見当たらない。

また、発行形態では、銀行預金による支払や決済に類似する口座型と、金銭的価値が組み込まれたデータとして捉えられているトークン型に分けられる。口座型は従来型の技術が基になっており口座保有者のみが利用できるが、トークン型は口座保有者以外も使用できる点で現金に類似しており、先進的な技術により決済の効率性や安全性を向上させることも期待されている⁽²⁴¹⁾。

ロ 現状と課題

CBDC の導入には、金融政策や民間銀行への影響、運用コストの負担、ネットワーク障害が発生した場合の代替決済手段の確保、使用者に対する

(240) 財務省「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議 中間整理（令和 6 年 4 月 17 日）」4－5 頁（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_cbdcre/20241202_sanko.pdf）（令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(241) 高澤美有紀「中央銀行デジタル通貨の課題」レファレンス通巻 844 号 38-39 頁（国立国会図書館、2021）。

る簡便性・携帯性に関する設計面での工夫など、解決しなければならない制度設計及び技術的課題がある⁽²⁴²⁾。

日本銀行では、現時点で CBDC を発行する計画はないとしながらも、一般管理型としての導入に向け、「現金通貨の代替」、「民間決済サービスのサポート」、「デジタル社会にふさわしい決済システムの構築」といった点を踏まえ、実証実験を開始している⁽²⁴³⁾ところであり、CBDC を現金（現金通貨、預金通貨及び電子マネー）の代替として使用することになれば、各国の中央銀行との協力・連携によりクロスボーダー決済への活用が期待される。

一方で、CBDC では企業又は個人間における直接取引といった金融機関に依存しない決済手段が登場する可能性があり、国内金融機関を利用する現行の納付制度の枠組みにおいて CBDC の利用が納付者の利便性向上につながらない場合は、市場において構築されるであろう新たな決済スキームを利用することになることから、今後の CBDC の導入に向けた検討の動向には注視が必要である。

小括

国外からの納付手続には、資金決済の安全性に加えて、送金元国における送金規制やマネーロンダリング対策規制などの順守が求められるが、国際送金に利用される送金手段は様々あり、我が国における国外からの納付手段としては、国際銀行送金を利用した国外納付制度とクレジットカード納付制度が、納税者にとって取引の安全性が確保された納付手段といえる。

しかしながら、国際銀行送金には、送金に係る処理スピードの遅さやコスト

(242) 高澤・前掲注 (241) 40-51 頁。

(243) 日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」8-10 頁
(<https://www.boj.or.jp/paym/digital/data/rel201009e1.pdf>) (令和 7 年 6 月 6 日最終閲覧)。

の高さといった問題が指摘されており、問題解決に向け国際的な協調の下で政策レベルでの作業が進められているところである。諸外国では、国外からの納付手段として、納税者が負担する手数料額の比較を用いて、クレジットカード決済による納付手段への誘導が積極的に行われていることから、我が国においても国外からの納付手段としてクレジットカード納付への誘導をホームページ等において積極的に行うべきであり、納付専用外部サイトの英文表記等により外国人が利用しやすい環境づくりも必要と思われる。

なお、新たな納付手段として、利用者の資金が保全されている資金移動業者の活用が考えられるが、我が国における認知度は未だ低く、国外納付制度の利用者も限られているため、現時点においては、国外からの納付手段としての資金移動業者の活用は効果的とは言い難い。ただし、今後の国外納付制度の利用者数の増加に備え、事業者の海外拠点数や決済手数料、日本銀行代理店への払込方法など、委託納付機関に求める条件等の検討に向けた情報収集を進めておくことは無駄にはならないだろう。

また、暗号資産や CBDC は、国際協力のもと規制や環境整備が必要な状況であり、現時点では納付手段として利用することは難しい。今後の法整備や市場における決済手段としての普及状況等を踏まえ、国内外における新たな納付手段としての導入の是非について検討すべきであり、今後の動向には注視しておく必要がある。

結びに代えて

本稿は、国外からの納付手段について、納税者の利便性向上と国税職員の業務効率化の観点から、現行の納付制度の更なる活用と新たな納付手段としての民間決済手段の活用について、現行制度上の問題点等を整理し筆者の意見を述べた。

国外からの納付手段については、利用件数から見ても直ちに新たな納付手段が必要な状況とは言えないが、現行の国外納付制度は納税者利便の観点から手続の簡略化を図るべきだろう。資金移動業や暗号資産及び CBDC といったデジタル通貨を利用した決済手段は、国民の認知度や環境整備の動向を踏まえて納付手段に導入すべきであり、まだそのタイミングに至っていないと言えるだろう。

ICT 技術の進化により、暗号資産に代表される新たなデジタル通貨がいつ誕生しても不思議ではない状況にあり、民間事業者が提供する決済サービスは、電子マネーを中心に CBDC や暗号資産といったデジタル通貨の活用により更なる多様化が進行していくことが予想される。我が国の納付制度の整備には、納付手段の法的・技術的安全性に加え、国（日本銀行を含む）の管理運用の側面から業務コストの検討が不可欠であり、そういう観点からは、公表資料のみに頼った本稿における検討だけでは十分とは言えず、国税組織、日本銀行、金融機関など、それぞれの立場を踏まえた更に多角的な視野での検討が必要であろう。

なお、現行の納付制度は、手数料負担の公平性や業務コストの観点から、国が負担すべき手数料の在り方について改めて整理が必要であり、費用対効果の検証結果によっては、現行の納付手段について取捨選択が求められる可能性は否定できない。今後の新たな納付手段の導入するための制度設計では、多様化する決済サービスの展開に注目しつつ、納税者の利便性向上と適正・公平な徴収の実現に向けた継続的な検討は必要であるが、行政機関として費用対効果についても十分な検討が行われるべきである。